

# 令和7年度 しらゆり会 主な事業計画書

## 1. 基本理念

社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めます。

### (1) 公益性の維持

常に健全かつ活力のある経営に努めるとともに、福祉サービスの供給確保を中心的に担う高い公共性を有する社会福祉法人としての自覚を持ち、サービス利用者の公益性を確保する。

### (2) 自主的な経営基盤の強化

提供するサービスの質を高め、利用者から選択される事業体となることに努め、民間社会福祉事業として自主性をもって事業安定と効率性を図る。

### (3) 質の向上

職員の質の向上を図るとともに、提供サービスの質の向上を図るとともに、法人・施設の機能を挙げて地域福祉の充実発展に寄与することに努める。

### (4) 透明性の確保

経営の透明性を確保するため、適正な情報開示を進めるとともに不祥事防止に取り組み、利用者との適正な契約に基づきサービスの提供を行う。

## 2. 法人運営事業

(別紙 運営事業一覧表)

## 3. 本年度の重点目標

現在、少子高齢化や核家族化等が一層進行し、個人の生活様式や価値観などが多く様化する一方で、地域住民のつながりの希薄化、格差の拡大、コロナ禍で顕在化した新たな地域課題など地域社会を取り巻く環境は変化をし続けている。

こうした中、私たちが地域におけるセーフティーネットとしての役割を担い続けるために、これまでの社会福祉法人をめぐる動向を振り返り、今後の法人経営のあり方について考えるとともに、地域共生社会の実現に向けて存在意義を高め、必要とされる法人運営を目指していく。

### (1) 互助の館（矢田）の移転改築工事

令和7年度の開設に向けて、建物の建築設計など、課題を整理しながら希望の園とも連携を密に取り、適切に準備を進めていく。

### (2) 福祉人材の確保

島根・鳥取両県においても福祉サービスのニーズの増大、高度化、複雑化が一層進んでいるが、一方で若年労働者の減少が進み、人材難の状況は続いている。当法人においても、社会福祉従事者を相当数確保していくことが課題であり、魅力ある職場づくりを進めていくとともに法人のイメージの向上を図り、外国人材を含めた積極的な人材確保に努める。

### (3) 各事業における経営状態の維持・改善

福祉業界では、社会保障費の抑制による経営悪化や人手不足、同業者同士の競争激化などにより、多くの事業所が厳しい経営状態にある。加えて、世界的な物価上昇についての対応等も含め、当法人においても、事業の安定的・継続的な経営を図っていくため、しっかりと現状を分析し将来を見据えた着実な取り組みを進めていく必要がある。現場の意識改革やサービスの質向上等を進めるため、本部機能の強化を図っていく。

(4) しらゆり第3保育園の改築

互助の館移転に伴い、複合ビルの3～5階部分が空き家となるため、保育園の運営上、特に安全管理面で大きく支障をきたす状況となっている。市と補助金についての協議を行い、課題を整理しながら関係機関とも連携を密に取り、改築に向けてスムーズに準備が進められるよう適切に取り組んでいく。

**4. 理事会開催**

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 理事会   | (6月、10月、3月) |
| (2) 臨時理事会 | (随時)        |

**5. 評議員会開催**

- |            |      |
|------------|------|
| (1) 定時評議員会 | (6月) |
| (2) 臨時評議員会 | (随時) |

# 令和7年度 泉の園 主な事業計画書

## 1. 基本理念

- (1) 利用者の基本的人権の保障と主体性の尊重。
  - ・一人ひとりが生きがいや活力を見出して自己実現を図れる環境の創出に努める。
- (2) 利用者個々のニーズに応じたサービスの提供。
  - ・多様な障害や課題を抱える個々の利用者に対応した個別支援計画を策定し、それに基づいて健康でかつ文化的な生活が出来るよう保障する。
  - ・利用者個々の二度とない人生を少しでもより良いものにするよう努める。
- (3) 地域の各町内や関連する専門機関との連携重視。
  - ・地域の各町内会、医療、教育、行政、奉仕団体等関連する機関との連携を保つ。
  - ・各種行事・交流による関係強化。他方面から広く受け入れられる施設環境作り。

## 2. 施設等整備

## 3. 本年度の重点目標

昨年10月から、救護施設における個別支援計画書（以下計画書）の策定が制度化された。

施設としては、18年前から計画書に取り組んできたが、十分な成果は得られていなかった。制度化されることを受け、一昨年度からより利用者個々の意向や現状に沿い、且つ実行性の高い計画書とする為に、作成や実践における環境を整備し、職員一人一人の計画書に対する認識の共有を行ってきた。

本年度から、計画書を施設における利用者支援の根幹として位置付け、支援の質の向上と業務の効率性を高めていく。

### (1) 個別支援計画書の作成と実践の強化

昨年度に引き続き、職員一人ひとりが利用者主体の計画書であり計画に沿って支援をするということを認識して、実施 記録をしっかりと行う。また利用者個々の計画書と福祉事務所の「援助方針」との整合性が必要であり、十分に連携をとりながら、居宅や他法による施設への移行支援 日常生活自立支援を行う。

### (2) 感染症の予防と施設内感染拡大防止

コロナ インフルエンザ ノロ 等ウイルス感染症の拡大が季節を問わず年中流行している。5年度 6年度とコロナウイルス感染症のクラスターが発生し、両年とも利用者及び職員の日常生活を制限しなければならない状況が一ヶ月以上続いた。

行事や催事にも影響する為、感染防止の徹底を図る。

### (3) 小行事及び大規模行事の充実を図る。

昨年度は「いすみ湧く湧くフェスティバル」として地域に開放した大規模な行事をコロナ禍以降、「再開」として実現することが出来た。

コロナ禍を機会に多方面で見直しが進んでいるように、「昔はこうだった…」といった過去の内容に拘らず、季節行事 外出行事 地域交流行事 等、今の時代に即し、利用者や職員の負担を出来るだけ軽減した行事を計画し実践していく。

#### (4) 開園 50 周年記念式典の開催

本年 4 月 1 日、開園 50 周年を迎える。50周年のという節目の年に際し、4 月 15 日（火）行政機関 地域関連 県内救護施設 法人施設を来賓として招待し、利用者 職員にて、記念式典を開催する。10 年振りの大きな催事であり、滞りなく出来るように、十分な計画や打合せを行う。

### 4. 利用者支援

利用者個々の意向を尊重し、自己の実現に向けた支援を行う。  
自立を助長する事を第一に、安全・安心に配慮し、いきがいのある生活が送れる  
ように計画書に基づいた支援を実践する。

#### (1) 基本方針

- ① 本人の意向を尊重した本人主体の計画書を作成する。
- ② 本人のニーズに柔軟に対応し、個々に沿った支援を提供する。
- ③ 福祉事務所や関係機関との連携を密にする。

#### (2) 生活支援

##### ① 日常生活自立支援

一日の標準的なカリキュラムを定めた上で、「計画書」を基に個々の特性や能力を考慮して、個室であることに重きを置き、その人らしい自立した生活が出来るよう必要に応じた支援を行う。

ア 日常生活において、利用者自らの選択により自分らしく、個々の能力に応じての自立した生活を送る為にアセスメントをしっかり行う。

イ 利用者がより自立した生活が送れるよう、居室環境 設備や整備の検討を行い、食事 入浴 排泄等、ADL IADL において自立を助長するよう働きかけた支援を実践する。

ウ 運動や教養娯楽の設備を備え、クラブ活動やレクリエーション等の余暇活動、各種行事や交流会等を積極的に取り入れる。

##### ② 社会生活自立支援

利用者の社会的なつながりを回復・維持していく上で、施設においての共同生活を通して良好な人間関係を構築しながら、地域社会での一員としても社会参加の場を積極的に取り入れて自立した活動が出来るよう支援する。

##### ア 日中活動

a 活動内容として、創作活動 内職作業 外部作業 機能訓練の場を提供し、利用者個々の意向を尊重した上で、心身の様々な能力や体力に応じて所属を決め、利用者の体調を見極めた上で積極的に参加するよう支援する。

b 参加に対する意欲を高める或いは魅力のある活動内容にする必要がある。職員は活動しやすい環境の設定と良好なコミュニケーションを実践して日中活動での信頼関係を構築する。

- イ 外出行事や職員が引率しての外出、買い物送迎支援、自主外出、近隣の散策の時間を積極的に設定する。「美化散歩」として近隣のゴミ拾いや除草 除雪作業等の奉仕活動を通して、積極的に施設外での活動参加を推奨する。
- ウ 利用者と職員との語る会  
日中活動の内職作業班と機能訓練班から選出された利用者が代表となり、行事や休暇の過ごし方等意見交換をする。利用者が発言しやすい環境を設定する。

### (3) 医療支援

#### ① 利用者との信頼の構築

看護師は心身ともに看護することを常に念頭におく。  
処置や投薬といった行為だけに留まらず、日頃から良好なコミュニケーションを通して信頼関係を構築し、早期発見 早期治療に繋げる。  
時にはカウンセラーとしての役割も持ち、介護職員と連携して対応する。

#### ② 医療機関との連携

看護師が中心となり多職種との連携を密にし、早期発見早期治療に繋げる。精神的 肉体的に何らかの障害を持っている利用者が大半を占めている為、健康管理に配慮する必要がある。特に意思疎通が難しい利用者に対しては配慮が必要である。

ア 嘴託医師及び主治医との連携を密にし、定期的な往診をはじめ、年二回以上の健康診断を実施し、往診や外来受診の調整を行う。看護師は医師の指示を多職種に確実に周知する。

イ 日々の定期受診（通院受診）については、介護職員と連携協力して受診に付き添い、付き添った職員は、主治医の指示を正確に報告記載する。

#### ウ 日常の感染対策

- a 感染予防の観点から、手洗いうがい手指消毒 必要時のマスク装着の徹底する
- b インフルエンザ コロナウィルス等のワクチン接種の励行と実施の調整をする。
- c 万が一クラスターが発生した場合は、過去2年間のクラスター対応記録を把握し、特にPPE 着脱の手法を徹底し、職員が感染しないようにする。

#### ③ 処方薬の配薬 処置

- ア 主治医の処方通り配薬セットして介護職員と連携をして投与に繋げる。
- イ 主治医の指示通り及び利用者の要望に沿い処置を行う。
- ウ 昨年度から、癌治療及び末期癌の利用者が在籍しており、特に麻薬の取扱いについては、医療機関との連携或いは医務職員と介護職員の連携協力を徹底する。

### (4) 食事支援

- ① 食事提供は、利用者の健康維持管理としての基盤とも言え、QOL の活

性化や向上に最も関係する支援である。

- ア 栄養士は予め利用者の年齢 嗜好健康状態を十分に把握した上でバランスの良い献立を作成し、調理員が献立に沿って調理 盛り付け等工夫をして食事を提供する。
  - イ 食事は利用者にとって、最も楽しみであることを踏まえ、季節料理 希望料理等、利用者が楽しく食事が出来るように工夫をする。また年2回嗜好調査を実施し、利用者の意向や希望を取り入れるようにする。
  - ウ 食事形態や食事中の見守り 利用者個々にあった食事量等介護職員 厨房職員が連携を保ち安全で安心な食事体制をとる。
  - エ 常に「HACCP」に基づいた衛生管理を徹底し、食中毒や 異物混入の防止に努める。
- ② 給食懇話会の開催
- 定期的な嗜好調査以外に、栄養士と利用者が献立や食事について懇談するかたちで月に一回開会する。懇談の他に栄養士が食や栄養に関する専門的な内容を解りやすく伝える。

#### (5) 地域との連携 地域貢献

利用者の社会生活に向けての自立心を促進する、或いは利用者自らが地域の一員であること、繋がりがあることを認識する為にも地域行事に参加するといった社会参加への機会を積極的に取り入れる。

- ア 施設を地域の社会資源として捉え、「いすみ湧く湧くフェスティバル」を開催する。その他ボランティアの受け入れや、交流 実習の場としても開放する。
- イ 昨年度、様々な防災対策を兼ね備えた建物であることから、昨年10月に「災害時における自治体単位の一時避難所」として、竹矢地区自治協会及び矢田町内会と覚書を締結し、災害時の避難所として施設の一部を提供することとした。

#### (6) 居宅生活訓練（救護施設機能強化推進事業第3項の特別事業）

上項4. (2)～(5)を踏まえ、施設での生活全般の支援を通して、ほぼ自立した生活をおり、居宅生活訓練を受けることにより、地域の中で再び居宅生活が期待できる或いは可能性があると判断した利用者を対象に、訓練を以下の通り実施する。

- ア 対象利用者が訓練を理解し承諾したうえで実施する。
- イ 居宅生活訓練において専従の職員を1名及び施設本体業務と兼務する職員2名を配置する。
- ウ 対象利用者の状況に応じ、継続して居宅において生活出来るよう、予め訓練計画を定め、効果的に実践する。
  - a 日常生活訓練（食事 洗濯 金銭管理 等）。
  - b 社会生活訓練（公共交通機関の利用 通院 買い物 対人関係の構築 等）。
  - c その他自立生活に必要な訓練。
- エ 昨年度、試行錯誤しながらではあったが、大きな事故やトラブルなくある一定の実績を残す事が出来ている。昨年度得た経験を基に安定した訓練支援と人員確保に努めていく。

## (7) 記録

### ア 個人別記録

#### a 保管について

個人別の記録（以下 ケースファイル）は、利用者の入所前の病歴、生活歴等が記録されたもの（福祉事務所調べ）と、入所後の生活状況について記録されたもの（以下 ケース記録）が保管されており、支援向上において最も重要なものである。また、ケースファイルは個人情報保護の観点から、慎重に取扱い保管する。

#### b 「個別支援計画書」に関連する全ての記録を確実に行う。

#### c ケース記録

事実に基づき、誰が見ても状況が理解出来るように記し、特に利用者の発言や表情等を記録するようにする。また次項については、必ず記録する。

- ・生活支援の状況（基本的生活面・社会的生活面）と日中活動支援の状況
- ・個別支援計画に基づく状況
- ・年金や医療（日々の体調、受診や諸検査にかかわることを含む）の状況
- ・親族、福祉事務所との連絡状況 等

### イ 看護記録

利用者の治療状況、生活環境、精神状況など前医療機関の紹介状、福祉事務所の調査書などをもとに健康面に配慮し、入所後の治療、受診、治療の結果、検査結果、精神面の変化などを記録し精神安定と健康維持に努める。また利用者個々について医療的特記が必要な場合は直接ケース記録に記入する。

### ウ 食事に関する記録

#### a 栄養士は、献立作成から食事提供前まで次項の記録簿を作成する。

- ・発注兼検収記録 冷蔵庫温度点検 職員健康点検 検便水質検査 調理器具点検
- ・予定献立表 検食日誌（介護職員 廉房職員） 実施献立表 栄養月報
- ・嗜好調査 給食懇話会

## (8) 親族 身元引受人との連携

親族 身元引受人との関係が希薄にならないように、関係調整や修復を図る。

定期的に施設の広報誌「いづみ」や近況報告にて、施設の状況や利用者個人の近況を報告する。

また、行事の案内や感染症等の施設での対策等必要に応じて書面での依頼や報告を行う。

利用者個々に緊急の要件や報告しなければならない事案が生じた時は、福祉事務所等の関係機関への報告に留まらず、施設から直接報告する。

# 令和7年度 光洋の里 主な事業計画書

## 1. 基本理念

- (1) 利用者の基本的人権を保障し、主体性を尊重する。  
一人ひとりが安全、安心、快適にその人らしい自立した生活を送られるよう支援する。
- (2) 利用者の潜在的な可能性を追求する。  
専門的な知識と技術と価値観をもって良質なサービスを提供する。
- (3) 地域の各町内会や関係する専門機関との連携を大切にする。  
地域の各町内会、医療、教育、行政、奉仕団体等関連する機関との連携を保つ。

## 2. 施設等整備

館内 LED 交換工事

## 3. 本年度の重点目標

- (1) 社会福祉法人制度改革についての周知及び取り組みについての検討  
地域における公益的な取り組み、社会貢献について模索し（引き続き、地域で暮らす障害者の方の場所の提供を検討中）障害者の日常生活及び社会生活において制度として対応できないニーズや楽しみの部分について、課題を明確にし、取り組む。また、障害者福祉サービス等報酬改定に柔軟な対応を行う。
- (2) 職員の資質・技術の向上  
高齢化・重度化の進行に伴い介護に対する専門性がより必要となってくる。ケアガイドラインの活用により、常時介護を必要とする障害者への支援を行う障害者支援施設における具体的な支援内容の確認、及びサービスの質の向上に取り組む。
- (3) 障害児・者や家族が安心して暮らせるやさしいまちづくりへの貢献  
相談支援事業者と連携しサービス等利用計画をもとに、介護をするご家族の休息や就労を支援していく。  
また、障害の種別にも配慮し、ご本人が快適に、ご家族が安心して託すことのできる体制の整備に努める。
- (4) 虐待防止への取り組み  
施設内における接遇や支援内容を検証し、利用者の人権の擁護に積極的に取り組む。利用者の意思を尊重し本人の意向に沿った支援を行うとともに、個人の尊厳を守る。ご利用者の意思決定支援を念頭に置き、ご本人の思いに寄り添い、出来る限りご本人の意思を汲み取って支援に取り組む。
- (5) 感染症への対応  
各種感染症に対する知識を繰り返し研修し、各部署においてマニュアルに沿った業務に努め、感染症の発症・拡大を防止する。  
新型コロナウイルス感染症を主とする各感染症については、「感染症の予防及び蔓延の防止のための指針」（平常時、発生時の対応の明記が必須）を明

確に示し、「感染症に関する業務継続計画」に基づき事業所内の役割分担の確認や感染症発生時に実践する支援業務の演習訓練を定期的に実施（自然災害継続計画を含め原則年2回以上実施：訓練の実施は机上を含め、実地訓練としても実施する）し、周囲の状況を把握し、施設に持ち込まない事を大前提としながらも、利用者が閉塞的な気持ちを持つことのない様配慮していく。

## 4. 利用者支援

### （1）基本方針

- ① 利用者の基本的な人権を守り、施設にあっても常に地域の情報を提供し、社会の一員であることが自覚できるような支援を行う。また、地域生活移行のニーズに対しては、積極的にそれを支援する。
- ② 日中活動として、創作活動・アクティビティ・行事等を積極的に企画し、生きがいのある生活を提供できるよう支援する。
- ③ 介護は、相手の気持ちを理解し、自尊心を傷付けることのないよう、基本を大切にし、明るく丁寧な対応を心掛ける。
- ④ 地域への広がりは、小学校、中学校等との交流を中心に、諸団体よりボランティアの受け入れ、各種専門学校実習生の受け入れ、地域の諸行事等への参加を行なうことにより地域との連携を図る。

### （2）支援の計画

施設が提供するサービスは、すべて個別支援計画書に基づいて実行される。令和7年度よりすべてのご利用者に対して地域移行の意向確認が義務付けられた。的確なアセスメントによって、利用者個々の状況やニーズを明確にした上で、各部門の専門職が連携して作成しなければならない。

- ① 介護（食事、排尿、更衣、体換、入浴、清拭、オシメ交換）  
障害は利用者個々によってそれぞれに特性がある。その特性をよく理解し、それにあった介護技術を持って対応することが大切である。
- ② リハビリテーション  
生活の質を保つために、専門的視点によるアドバイスを受けながら、自らの目標設定によるプログラムに従って機能訓練が継続できるように、側面から支援する。
- ③ 日中活動

名 称	内 容
映 画	映画鑑賞を中心に、ハンドマッサージも行い心和む時間を過ごす。
華 道	ボランティアの先生の指導のもと、生活に潤いが持てるような活動を行う、施設に作品を展示することにより、よい雰囲気づくりにも貢献する。
書 道	担当職員の指導のもと、展示会等にも積極的に出展をする。 施設内のよい雰囲気づくりにも貢献する。

将棋・オセロ	将棋・オセロ・囲碁等を通じ、入所者相互の親睦を図る
囲 碁	と共に、ご利用者同士の対戦を通して交流を図る。(オセロ大会をトーナメント方式にて開催予定)
散 歩	主に重度の障害者を対象に、散策等を通して生活に変化とはりを持たせる。
カラオケ	通信カラオケ(DAM)を使用し、自らが選曲した曲を、それぞれ歌唱され、気持ちの良い時間を過ごす。
麻 雀	ご利用者同士、時には職員も加わり、対戦等行う。
足 湯	リラックスした雰囲気のなかで、マッサージ等を行う。足先の血行促進及び健康管理を行い、入浴剤等も使用し、ゆったりとした時を過ごす。
レクリエーション	風船バレー・ボウリングなど残存機能を生かした活動で、リフレッシュする。
ゲーム	テレビゲーム等を活用し、数名の利用者で対戦し、スポーツの仮想体験を通して充実した時間を過ごす。
DAM 体操 (口腔体操)	通信カラオケのプログラムを使用し、懐かしいメロディーに合わせ、出来る範囲でリズミカルに体操を行う。 (口腔体操は、食事前に嚥下体操として実施)
創 作	施設内での四季を感じることが出来るように、季節ごとの、展示作品を作成する。
ハンドマッサージ	主に自ら訴えが困難な利用者に対し、リラックスした雰囲気の中で、アロマ・オイル等を使用しマッサージを行う。
俳 句	毎月、外部講師を迎える多くのご利用者が精力的に活動を行う。

#### ④行 事

利用者の主体性を重んじ、意見を尊重しながら、生活に活気と潤いが生まれるように計画する。感染症の感染状況に応じ親族・地域の方々との関係がますます良いものとなるように実施する。

実施月	行事名	内容
4月	春うらら会	各部署の協力を得、花見会食等を実施する。(親族参加)
6月	里まつり	各部署の協力を得、模擬店や催し物、日中活動にて制作してきた作品等の展示を行う。地域貢献ということも意識し、内容については検討する。 (親族参加)
	春の外出	利用者の希望を聞き、体力、障害状況にあわせた希望地の設定をする。
9月	境港市福祉ふれあ	利用者の作品展示に参加し、他事業

10月	い祭 納涼祭  運動会	所の作品を見学する。 かき氷や屋台で楽しむメニューを準備し、夏の終わりを感じて頂く。 各部署の協力を得、利用者の体力、技能に合わせた競技を行う。(親族参加)
12月	秋の外出	利用者の希望を聞き、利用者の体力、障害状況にあわせた希望地の設定をする。
1月	クリスマス・忘年会	各部署の協力を得、ご利用者同士、楽しく親睦を図る。
2月	新年互礼会  節分豆まき	食堂にて宮司様による御祓いを受ける。1年の安全・健康を祈願する。 豆まきを行い、一年間無事に過ごせるよう願う。

### (3) 支援上の評価

利用者の快適な施設生活を確保するためには、個別ニーズの把握と個別援助の充実が大切である。

支援の向上、自立生活、リハビリ、日中活動等の個別目標を樹立しなければならない。

#### ① 生活状況の記録

介護、助言、相談、活動、家族環境などの実態を具体的で詳細な記録をしていく。パソコンシステムを使って記録をする。

#### ② 支援計画の見直し（モニタリング）

個別支援計画の目標の継続、見直しについては日々の記録を分析し、利用者参加のもと各担当支援会議を開き、半年に1回以上評価し、検討を行う。

#### ③ 支援集約

利用者の個別記録をまとめデータ化し、的確な支援に活用する。

### (4) 家族との連携

利用者へのより良い支援、あるいは精神的安定を図る上において、家族との密接な関係はとても大切なことである。様々な感染症に配慮した対応では、より細やかな家族との連携が重要となっている。

#### ① 帰省

利用者と家族とのつながりを密にするため、ご家族・ご利用者の希望により、隨時申し出による帰省を行なっている。

帰省できない入所者の家庭に対しては、近況報告と共に面会についての依頼文を郵送する。

#### ② 里だより

施設であった出来事等を年間4回、編集委員が「里だより」として編集をし、利用者の家庭及び関係各所に郵送する。

#### ③ 行事

花見会、里まつり、運動会、への参加を親族に対して書面等で呼びかける。

## （5）地域社会との連携

地域に根ざした施設を作るため、地域住民の理解と協力が必要である。

そのためには、日頃から積極的に交流を図る努力が必要である。

各種感染症の状況を踏まえ、感染症に配慮した対応とする。

### ①地域への広報誌の配布

公民館、自治会、学校、ボランティアグループ、利用者出身市町村等に「里だより」等を配布する。

### ②地域連携推進会議の実施

地域の関係者を含む外部の目を入れた会議の構成員（地域の関係者、利用者親族、利用者代表）が施設内を見学する機会を設ける。

### ③地域行事への参加及び交流

他施設の福祉展、小中学校の運動会・文化祭、ふれあい集会、公民館祭り、地区運動会、どんど行事等感染状況を踏まえた上で参加を検討しながら、理解と交流を図る。

### ④施設内行事への参加促進

地域に対して、施設で行う行事への参加を感染状況を踏まえた上で働きかける。

### ⑤施設の開放

小中学生の施設体験学習、教員の施設体験実習、一般の施設体験実習、福祉専門学校生の施設実習等を受け入れることにより、社会に寄与すると共に、理解を得る。

### ⑥ボランティアの受け入れ

県社協主催ボランティア実習、境港市主催のボランティア実習、境港赤十字奉仕団、家庭倫理の会境港、天理教、おしゃべりたんぽぽ、レコードコンサート、小学校、中学校、高校その他各種のボランティアを受け入れることにより、相互理解を深める。

# 令和7年度 さざなみ 主な事業計画書

## 1. 基本理念

- (1) 利用者の基本的人権を保障し、主体性を尊重する。
- (2) 利用者の潜在的な可能性を追求する。
- (3) 地域の各町内会や関係する専門機関との連携を大切にする。

## 2. 施設等整備

## 3. 本年度の重点目標

- (1) 障害者総合支援法に基づいた適正、且つ、個別な生活介護サービスを個別支援計画に基づき提供することに努める。
- (2) 利用者の様々な可能性を信じ、既成概念に捉われることなく、創作活動やレクリエーション、及び機能訓練を通して自立の促進、生活の質の向上、身体機能の維持向上、健康に努める。
- (3) 常に誠意をもち、個々の利用者本意の質の高いサービスが提供できるよう研鑽に励み、専門性の資質向上のため、資格取得等に挑戦し、クオリティーの高い支援に努める。
- (4) 複数の福祉サービス事業所利用者に対し、常に情報を共有し協力し合い、一丸となった質の高い支援に努める。
- (5) 身体障害者、知的障害者、精神障害者の三障害、及び強度行動障害者等の利用に加え、医療的な支援も必要とする障害者も見込まれる。よって支援に対する幅広い専門的知識の向上、そして環境整備に努める。
- (6) 医療的な支援及び急変しかねない利用者、難病のある方の利用者に対して緊急マニュアルに基づき安心を提供し、新型コロナウイルスをはじめとする新興感染症等については、周囲の状況を把握し、事業所に持ち込まない事を大前提としながら、安全に利用できる事業所となるように努め、場合によってはサービスの休止や縮小を検討する。
- (7) 放射能汚染事故等有事の際は、避難マニュアルに沿い努める。

## 4. 利用者支援

### (1) 基本方針

利用者に対し、適切且つ、個別な生活介護を提供する。

- ① 利用者の生活状況や家族状況、健康状況を的確に把握し、個別の生活介護支援計画を作成する。
- ② 毎日は健康維持などを考慮した栄養士によるメニューを立てると共に、毎日楽しみな食事となるよう指導助言を行う。
- ③ 緊急時は、医療機関、家族、職員などへの連絡が迅速に図れるように努め、且つ、大きな自然災害時等はサービスの休止や縮小を検討し、利用中であれば、家族との連絡を密にして、安全を確保したうえでの迎え依頼を行う。
- ④ 日中活動として、リハビリ訓練、創作活動、季節行事や外出行事等を積

極的に取り入れ、個別に応じた生きがいと楽しみのあるサービスを提供する。

- ⑤ 適切なサービスを個別に提供するためには、職員の資質の向上が極めて大切である。このため計画的・積極的に研修会への参加と職場内研修を実施、自己啓発への取り組みを促す。
- ⑥ 利用者の苦情解決を図るための体制整備を図り、苦情に対し適切且つ迅速に対応する。
- ⑦ 施設の円滑な運営（経営）を図るうえで、関係諸団体と緊密な連携を図ると共にあらゆる機会を通じPRに努め定員の充足を図る。
- ⑧ 複数の事業所利用者には、支援会議を通じ十分に情報交換し合いながら、一丸となった支援に心がける。

## （2）支援計画

- ① 利用者個々のサービスを充実させるために、より豊かにするプログラムを展開する。

### ア 介護サービス

- a 利用者個々の生活介護サービス計画に基づき日常生活を営む必要な方の機能の減退を防止するため具体的な個別方策をたて援助する。
- b 生活介護サービス全般に関することについて、全職員で支援に当たる。

### イ 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、機能に応じた入浴サービスを提供し、楽しみの一つであるので、ゆっくりくつろげる時間となるよう配慮する。

### ウ 送迎サービス

大型車両及び小型車両にてより安心で安全な、且つ迅速な送迎に努める。

## ② 行事及びサークル活動

生活に変化と潤いをもたらせるなど利用者のレクリエーション、及び創作活動の一環として、季節ごとの壁面作り、行事として花見会、感染症状況を踏まえた上での外出、クリスマス会を行う。サークル活動として、手芸やカラオケ等実施する。又、年間を通してお菓子作りなどを通じ利用者の主体性と生活意欲の生きがい向上につながるよう計画を行い、実施に努める。

ア 歴史的伝統的行事を取り入れることにより、社会の一員としての刺激を受け生きがいにつなげる。

イ 心身の状況に応じて個別的に援助し生活意欲が向上するように援助する。

ウ 利用者相互のふれあいをもとに、お互いの連帯感を深めるように援助する。

## ③ 社会との関わりの支援

公共の場所等への見学などの、感染症状況を踏まえた上で外出支援を行い、社会の一員としての支援を援助する。

## （3）支援上の評価

① 生活状況の記録

介護、助言、援助、相談、活動などの実態を具体的で詳細な記録をパソコンシステムで記録をする。

② カンファレンス

個別支援目標の継続見直しについては、記録を参考に半年に1回以上のカンファレンスで検討する。

③ 支援のまとめ

利用者個々の援助の状況について、日々記入された記録をまとめ、データ化し、的確な支援に活用する。

(4) 家族との連携

利用者のより良いサービスの提供と情緒安定のために家族との交流を維持促進する。

① 連絡帳の活用を図る。

② 「さざなみファミリー通信」等を定期的に発送する。

③ 行事等の際、参加を図る。

(5) 地域社会との連携

利用者は地域社会の一員であるとの観点から、地域住民との積極的な関わりが必要である。このため施設の設備や施設機能を開放し地域福祉の拠点となるよう地域住民との交流の促進に努める。

# 令和7年度 夢楽の郷 主な事業計画書

## 1. 基本理念

- (1) 利用者一人ひとりのニーズに応じたサービスを提供する。  
一人ひとりが安全、安心、快適にその人らしい生活を送れるように、入居者の健康状態等を把握し、公平、公正な施設運営に努める。
- (2) 常に誠意を持って質の高いサービスを提供する。  
専門的な知識と技術と価値観をもって良質なサービスを提供する。
- (3) 地域の各町内会や関係する専門機関との連携を大切にする。  
地域の各町内会、医療、教育、行政、奉仕団体等関連する機関との連携を保つ。

## 2. 施設等整備

- エコキュート 1号機更新
- 1階居室エアコン更新

## 3. 本年度の重点目標

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策
  - ① 基礎疾患のある高齢者が多く居住されるため、基本的な感染予防を徹底する。
  - ② ワクチンについては自己負担が発生するが、罹患した場合には重症化の可能性等について情報を提供する。嘱託医と連携し希望の入居者がスムーズに接種出来るように環境を整える。
  - ③ 入居者職員の心身における健康管理の徹底。
- (2) 入居利用率 90.0%以上を目指す。
  - ① 2人用居室を、夫婦 兄弟 姉妹等 2人の利用につなげる。
  - ② 月平均入居者数61名以上を維持する。
  - ③ 空室の期間を出来るだけ解消する。
  - ④ 在居期間延伸の取り組みを引き続き実施する。
  - ⑤ 包括支援センター 居宅支援事業所等への定期的な情報提供。
- (3) 施設の維持管理を継続的に実施する。
  - ① 老朽化した設備等の修繕を適宜行う。経年劣化に伴う修繕箇所が多くなってきており、大修繕に繋がらないように取り組む。
  - ② 中長期的な視点に立って計画的な整備を進める。

## 4. 利用者支援

- (1) 基本方針
  - 入居者とともに「喜び」と「ゆとり」そして「思いやり」に満ちた生活の場づくりを目指す。
- (2) 入居者に安心・安全な住まいと自立した豊かな暮らしを提供し、地域とともに健康長寿を支える環境整備の実現に取り組む。
- (3) 「食事は命なり」を基本に、食欲を満たし栄養を充足することに限らず、

心も養い育てるものとして、心身両面から考え、より家庭的な雰囲気で食事を提供する。

- ③ 入居者がいきいきと毎日を過ごすために、それぞれの体力や健康状態に合わせた生活習慣の形成や改善に取り組み、長く心身の活動性を維持できるように働きかける。
- ④ 入居者の心身の状態変化に注意を払い、適切な医療が提供されるよう関係機関との連携に努める。
- ⑤ 喜びと生きがいのある暮らしを実現するために、余暇充実の一環として諸行事を企画、実施する。実施にあたっては入居者の主体性を尊重し、次のように生活意欲の向上を図るため計画、運営参画等にも配慮するよう努める。
  - ア 参加率が低迷している為、諸活動の様々な見直しを行う。
  - イ 入居者が楽しみ、意欲をもって参加でき継続して取り組めるような環境づくりを行う。
  - ウ 参加における自主性 積極性 継続性を高める為に、独自のポイント制度を導入し、入居者が個々の参加成績に応じた特典を得る事が出来るようにし啓発する。
  - エ 活動の状況や参加の状況の記録と参加者個々の評価を定期的に実施する。
- ⑥ 心身機能の低下に伴い要介護状態となった場合、介護保険の申請相談及び在宅福祉サービスの利用について積極的な支援を行い、機能低下の予防に努める。
- ⑦ 入居者の生活状況や健康状態などを把握し、家族（身元保証人）と常に連携を保ち援助方針などについて適切な支援を行う。
- ⑧ 緊急の際は、医療機関、家族、職員などへの連絡が迅速に図れるよう努める。特に夜間においても適切な対応が図られるよう宿直員に対しての指導に努める。
- ⑨ 非常災害時において、入居者の生命と安全を守ることは最優先課題であり、あらゆる災害に対して安全対策を講じ、関係法令を順守し防災訓練などを実施する。
- ⑩ 入居者の加齢に伴う心身機能の低下、認知症の出現等に適切に対応するためには、職員の資質の向上は極めて大切である。このため、積極的に各研修に参加し専門性の向上に努める。

## （2）支援計画

### ① 日常生活

#### ア 支援にあたっての体制等

- a 入居者の支援にあたっては、その実際の生活を通して、生活を妨げている要因を見出し、必要に応じてそれを解決する具体的な個別方策を提案する。
- b 入居者一人一人に気を配り、より良い対人援助を心掛けて、信頼関係の構築に努める。
- シ 食事等生活全般に関することについては、担当職員によらず、全職員で支援に当たる。

#### イ 入浴

入浴は、身体の清潔方法として、また、血行がよくなる、気分転換になるなど入居者にとって大きな楽しみの一つである。入浴剤の活用、菖蒲湯やゆず湯など季節感を演出する等、ゆったりとくつろげる時間となるよう配慮する。

#### ② 行事

ア コロナ禍以前の行事規模に戻していく。

##### イ その他の行事

###### 友の会

入居者の親睦を目的として、毎月1回会合をする。この会の意見は、夢楽の郷の行事企画などの参考にする。

#### ③ 在宅福祉サービスの受け入れ

ア 訪問看護ステーションと協力し、特に医療等における各種相談に応じる。

イ デイサービス、ホームヘルパー等利用し、残存機能の維持に努める。

#### (3) 支援評価

入居者個々のニーズに基づいて必要に応じ支援の実践状況を記録する。

ソフトを利用し記載の効率化を図る。

##### ① 業務日誌（生活記録）

入居者の支援に関する情報を具体的に記録する。

##### ② ケースファイル（生活記録のまとめ）

入居者個々の支援の状況について、日々記入された記録等を適宜参照し、活用する。

##### ③ リスクマネジメント

入居者の日々の生活において、転倒や転落等のケガや事故、職員の支援ミス等、重大な事故や災害に繋がる事を防止する為に、発見や発生或いは体験した事案を、インシデント・アクシデント・事故に当てはめて都度書面報周知し、事例はしっかり考察して防止に繋げる。施設全体で事故防止活動にとり組む。

##### ④ 介護予防事業

介護予防事業における様々な活動を記録し、定期的に評価する。

#### (4) 家族との連携

##### ① 入居者の様子等、定期的に文章にて報告する。

##### ② 郷だより「かわらばん」を定期的に発行・郵送することで、活動状況等を家族に知らせ、ケアハウスへの理解を促す。

#### (5) 地域社会との連携

##### ① 地域と共に健康長寿を支える環境整備の実現を目指すために、入居者一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚し、地域住民と積極的に関わることができるように働きかける。

##### ② 施設見学の随時受け入れや「秋麗会」と称して秋の展示喫茶会等の行事を活用し、施設の設備や機能を地域住民に解放することで、地域との関わり合いを深める。

#### (6) 環境整備 環境美化

- ① 施設館内の備品の整備、設置物 老朽化している個所の確認を常に行う。
- ② 清掃活動や整理整頓は言うまでもないが、「きれいな施設 臭わない施設」を職員一人一人が念頭において取り組む。
- ③ 入居者と一緒に美化に取り組んでいくことを意識した取り組みも必要である。

#### (7) 個別サービスの提供

- ① 近年入居者の日常生活において、心身の機能低下等の事情により、親族や福祉サービス等で対応しきれない個別的なサービスを日常的に必要とする入居者が増えている。
- ② 個別サービスは下記により有料とする。
  - ア 個別サービスを日常的に利用している入居者のサービス料金の負担が全くない為、自立の入居者や福祉サービスを利用している入居者との公平さを欠いている。
  - イ 有料化することにより、本人の自立或いは親族の協力を促し、従来型ケアハウス本来のサービスに近づける。
- ③ 個別サービスの内容は下記の通りとする。保管管理規程或いは、サービスにおけるマニュアルを作成し、規程に沿って提供し、必要書類は確実に保管する。
  - ア 内服薬の管理は主治医から処方された薬を、事務所の施錠保管庫で、保管し、個別に服薬を指示通りにセットし、与薬については、本人の出来る能力まで支援する。
  - イ 外用薬の管理は、事務所で保管し、点眼・吸入・貼布等の介助をする。
  - エ 金銭の管理及び貴重品の管理は、管理規程に基づき管理する。
  - オ 配膳は、毎食食膳をセットし、テーブル席まで運ぶ。個人の必要性に応じ食事形態や量の意向も受け付け、提供する。
  - カ 身体介護・生活介護・夜間対応は、原則として、ケースが発生した都度、本人及び親族（保証人）の意向を確認し、了解を得て後提供する。

# 令和7年度 詔光の里 主な事業計画書

## 1. 基本理念

- (1) 利用者の基本的人権を保障し、主体性を尊重する。  
一人ひとりが安全に、尊厳をもって生活できるような環境の創出に努める。
- (2) 利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重する。  
一人ひとりがその人らしい自立した生活を送れるように、常に健康状態を把握し、誠意をもって質の高いサービスを提供する。
- (3) 地域の各町内会や関連する専門機関との連携を大切にする。  
地域の各町内会、医療、教育、行政、奉仕団体等関連する機関との連携を保つ。

## 2. 施設等整備

## 3. 本年度の重点目標

- (1) ご利用者の安心安全な生活確保への取り組み  
見守り支援システム『眠り SCAN』及び『眠り SCAN eye』の導入により、睡眠時の状態を把握し転倒・転落事故を未然に防ぎ、ご利用者に安心安全な生活の場を提供できるよう努めます。（費用の関係で段階的な導入となるため、現時点では3階のみ導入）  
各対策委員を中心に定期的に委員会を開催し、多職種で連携を図り、ご利用者の安全な施設生活の維持に努めます。あわせて協力医療機関との連携体制の構築に努めます。
- (2) 看取りケアの取り組み  
施設で自然な形での看取りケアを希望される方に対し、ご本人・ご家族の意向を尊重し、施設で穏やかな最期を迎えて頂けるよう、多職種協働のもとご本人・ご家族に寄り添った看取りケアの充実を図ります。
- (3) 災害への取り組み  
ご利用者の生命を守るため、日頃から防災知識を身に着け、定期的な防災訓練を計画・実施します。また、非常時に備え備品を購入し、停電時などの対策を強化します。
- (4) 生産性向上への取り組み  
チームケアの質の向上、情報共有の効率化、人材育成等の観点から、業務改善に向けた取り組みを行います。
- (5) 職員の自己研鑽への取り組み  
職員一人ひとりが高齢者介護について必要な知識、技術を習得できるように施設内外の研修の機会を充実させ、専門職としての資質の向上や意識の啓発を図ります。

## 4. 利用者支援

- (1) 基本方針
  - ① サービスの質の向上を図ります。

- ア ご利用者の自立支援重度化防止のため、主に歯科衛生士による口腔機能向上サービス計画、作業療法士による個別機能訓練計画、管理栄養士による栄養ケア計画を基に専門職の指示の下、ご利用者の機能回復、機能維持、低下を予防します。
  - イ ご利用者の気持ちに寄り添い丁寧な接遇に努めます。また、職員間の適切な挨拶や言葉遣いを心がけ、ご利用者の生活環境を整えます。
- ② 地域との協働を進めます。
- ア 特養、ショートステイ、デイ、ヘルパー、居宅介護支援の各事業が互いに連携・協力し、地域に密着したサービスの提供に努めます。
  - イ 地域防災訓練の参加、学校・福祉系養成校の実習受け入れ、ボランティアの受け入れ等を感染症の状況に合わせ行い、地域福祉の普及・充実に貢献していきます。
- ③ 施設の安定運営を図ります。
- ア 施設運営の健全化を図るため、稼働率の安定確保や物価高騰のため細かなコストダウンを常に意識し取り組んでいきます。

## (2) 支援計画

### ① 生活一般

ご利用者やご家族の相談に応じ、ご利用者のニーズや要望に対して計画・実行・評価を行い、ご利用者の身体機能の維持・回復、精神面の安定を図ります。

### ② 看取りケア

看取り介護計画書に沿い多職種協働のもと、ご本人、ご家族の意思を最後まで尊重し、詔光の里で人生の最期を自分らしく送って頂けるように支援をします。そして、看護師を中心に看取りケアを実施するにあたり、職員は施設内研修の実施や外研修に参加し、ご本人、ご家族に寄り添った支援に努めます。また、ご家族の精神的ケアにも職員共同のもと寄り添いご支援致します。ご逝去前のカンファレンス、ご逝去後のグリーフケアを実施し、ご家族の精神的ケアに努めます。

### ③ リハビリテーション

個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定。機能訓練指導員が作成する個別機能訓練計画書に基づいて、身体機能・生活の質の維持向上のため、個別的な支援を計画的に多職種が共同して行います。具体的には、血管性疾患等の後遺症による障害や長期臥床により、身体機能が低下する等の状態の悪化を予防するために、機能訓練指導員により身体機能や生活動作についての評価を行い、介助方法の助言や福祉用具の相談・選定を行います。また、日々の生活の中で適切な（過度でない、不足していない、個別的な）支援や介助を繰り返して行う生活リハビリテーションにより、ご利用者の生活動作・身体機能の維持を図ります。

また、科学的介護情報システム「LIFE」に関連する加算として、個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定。ケアの質の向上に向けた LIFE の利活用に取り組みます。

### ④ 口腔衛生管理

口腔衛生管理加算を算定にあたり、歯科衛生士が嘱託医の歯科医の指示

の下、食後の口腔ケアは基より、摂食支援などの要素を含んだ口腔衛生管理に努めます。ケア方法を介護職員に指導し、年1回歯科医師による研修会を開催します。

口腔衛生管理計画を作成し、口腔衛生管理のみでなく、嚥下機能の状態や食事形態、栄養状態、誤嚥性肺炎予防などの管理を多職種協働で実施します。いつまでも美味しく食事が摂取して頂けるような支援を行います。

⑤ 栄養管理

管理栄養士が中心に、ご利用者の栄養状態の管理を行います。低栄養状態リスクが高い方に関しては、栄養ケア計画に従い食事の観察を定期的に行い、栄養状態、嗜好等踏まえた食事の調整を行います。リスクが低い方に関しても食事の際の変化を把握し、早期に対応します。看取り期の方の栄養ケアについて、苦痛を理解しご本人、ご家族の意思を尊重し対応します。

栄養マネジメント強化加算、経口維持加算を算定し、LIFE の利活用に取り組み、食事を通して豊かな施設での生活の支援に繋げていきます。

⑥ 行事・サークル・レクリエーション活動

感染症の状況に合わせ、感染症対策を行い、外部のサークルボランティアの受け入れを実施します。

認知症の進行防止や単調な生活に変化と潤いをもたらせるために、職員により行事やレクリエーション・サークル活動に努めます。実施にあたっては、ご利用者の主体性を尊重し、生活意欲の向上につながるよう計画します。また、天候が良い時には出来るだけ外気に触れて頂けるような支援をします。

(3) 環境の整備

ご利用者に安心安全な生活の場を提供できるよう、美化・清潔・気温・湿度・換気・通気等に配慮すると共に、ご利用者個々に応じた環境を整えるよう努めます。

(4) 家族との連携

ご利用者の状況を共通理解できるように、適宜ご家族と連携を図り信頼関係を築きます。

面会については、施設に感染症を「持ち込まない」対策をご理解頂き、面会時の体調管理を行います。引き続き基本的感染予防を行った上で、予約制での面会を実施します。時間や人数は感染状況に合わせ柔軟な対応をします。

看取りの方の面会は、ご利用者の状態に合わせ、居室で時間制限なしの面会に切り替えます。

また、面会が少ない方へは近況通信の定期的な発送やリモート面会を活用し、ご家族に安心して頂けるように努めます。

(5) 地域との連携

- ① 施設ご利用者も地域社会の一員であるとの観点から、地域住民との積極的なかかわりを持つ機会を作るように努めます。
- ② 行政機関、社会福祉協議会、医療機関、老人福祉関連の施設等と密接な連携を図ります。

# 令和7年度 きらめき 主な事業計画書

## 1. 基本理念

- (1) 利用者の基本的人権を保障し、主体性を尊重する。  
一人ひとりが安全に、尊厳をもって生活できるような環境の創出に努める。
- (2) 利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重する。  
一人ひとりがその人らしい自立した生活を送れるように、常に健康状態を把握し、誠意をもって質の高いサービスを提供する。
- (3) 地域の各町内会や関連する専門機関との連携を大切にする。  
地域の各町内会、医療、教育、行政、ボランティア団体等、関連する機関との連携を保つ。

## 2. 施設等整備

## 3. 本年度の重点目標

- (1) 活動の充実  
利用者個々人の好みや培ってこられたスキル等をよく理解し、一律の支援や活動の提供にならないようにします。また生き甲斐ややり甲斐を持ってきらめきで過ごして頂けるために、個別の活動の提供も行います。
- (2) ニーズが多様化する中で専門職活かした支援での差別化  
変動するニーズに応えるため、地域の実情を把握します。また依頼されたケースは困難なケースも可能な限り迅速に受け入れ、細部にまで心配りをすることで安定した利用に繋げるよう努めます。その為には家庭的な雰囲気を重視しながらも、利用者や家族の事情や思いをよく理解し、一律の支援にならないように配慮します。専門性を活かすことにより在宅生活が安全・健康で継続出来るよう支援します。又、多様な専門職を活かし地域において資源の一つとなり、地域の方の生活支援の一助となるよう努めます。
- (3) 安定した運営  
登録者数は増えて来ているが、更なる増加と安定的な運営を目指します。運営に当たっては魅力ある時間を利用者に提供することはもちろん、日々のご様子をお伝えする等して、家族との繋がりも大切にします。同時にケアマネージャーとの信頼関係を深く築くことで、リピーターや新規利用者の獲得に繋げます。  
地域からのニーズ、困難なケースに対して迅速、誠実に応えることで、皆様から選ばれる事業所となれるように努めます。
- (4) 職員個々の介護力の向上  
様々なニーズに応える中、利用者の重度化にも対応できるよう、日頃から職員個々の介護力を高めるとともに、お互いの連携を密にすることで事故防止にも努めます。
- (5) 感染症の感染予防対策  
引き続き、持ち込まない感染予防の対策を実施します。事業所で発生した場合、BCPに従いながら速やかに対応し感染拡大を阻止し、安心して支援が継続できるように努めます。又、必要に応じて都度見直しを実施します。

#### (6) 業務改善・生産性向上

IT化を進めるとともに業務の見直しを行うことにより、利用者に寄り添う時間を増やし、同時に職員のストレス緩和にも努めます。

### 4. 利用者支援

#### (1) 基本方針

- ① 概ね65歳以上の要援護老人（65歳未満であって、特定疾病に該当する方を含む）を対象とし、通所事業のサービスを提供することにより、利用者の心身機能の維持向上を図り、社会的孤立感も解消することで生活の質を向上させます。また、在宅における介護者の身体的、精神的な負担の軽減を図るとともに家族の社会参加を促します。
- ② 感染症等に配慮しながら、学校・地域諸団体からのボランティアや実習を受け入れ、地域福祉の普及・充実・発展を促進して参ります。

#### (2) サービス内容

##### ① 基本事業

###### ア 生活支援

利用者の日常生活における相談に応じ、そのニーズに対して解決できるよう通所介護計画を作成し、それを実行・定期的に評価することで、身体機能の保持・回復に繋げ、精神面の安定にも努めます。

###### イ 入浴支援

利用者のニーズに合わせ、入浴支援をすることで気持ちよく過ごして頂けるように努めます。

###### ウ 食事の提供と口腔衛生

美味しい食事を提供するとともに、食事を美味しく召し上がって頂くために口腔機能の維持が出来るよう支援致します。

###### エ 日常生活訓練（個別機能訓練）

個別機能訓練に力をいれることで、他の事業所との差別化を図り、利用者が健康でかつ現在の状態を維持・改善したいという思いやニーズに対応できるようにします。又、個別活動やレクリエーションに参加を促すことで、日常生活動作の拡大効果を図り、利用者の生活の質を向上させ、社会参加を行うことで生きがいを持つことが出来るように支援します。

###### オ その他

送迎・健康チェック・介護（排泄等含む）・レクリエーション等利用者の特性や希望に合わせたサービスプログラムを策定します。

#### (3) サービス内容の評価

各種マニュアルを作成し、サービス内容について自己評価を通して、隨時見直しを図って参ります。

#### (4) 家族との連携

家族と常に連携を保ち、利用者の状況をよく把握するように努めます。

#### (5) 地域社会との連携

行政機関、地域包括支援センター、医療機関、老人福祉法の各施設等と密接な

# 令和7年度 ねぎらい 主な事業計画書

## 1. 基本理念

- (1) 利用者の基本的人権を保障し、主体性を尊重する。  
一人ひとりが安全に、尊厳をもって生活できるような環境の創出に努める。
- (2) 利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重する。  
一人ひとりがその人らしい自立した生活を送れるように、常に健康状態を把握し、誠意をもって質の高いサービスを提供する。
- (3) 地域の各町内会や関連する専門機関との連携を大切にする。  
地域の各町内会、医療、教育、行政等関連する機関との連携を保つ。

## 2. 施設等整備

## 3. 本年度の重点目標

- (1) 職員の資質・技術の向上  
多種・多様な利用者のニーズに対応するため、サービスの質の向上に取り組み、職員の資質の向上、情報の共有に努め、利用者との深い信頼関係を構築します。
- (2) 利用者・家族が安心して在宅生活が送れる毎日へ  
居宅介護支援事業所（相談支援事業所）や、訪問看護ステーションとの連携を図り、ご利用者・ご家族が安心して在宅生活が送れるよう細やかな目配りをした支援に努めます。
- (3) 感染症・災害時の対応  
業務継続計画（BCP）の検証・見直しを定期的に行い、マニュアルに沿って迅速で適切な対応が出来るよう、体制の構築や職員に対して施設内研修・訓練（シミュレーション）を実施します。感染症の予防対策に努めます。
- (4) ICT の活用  
記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で行うことができるよう、介護ソフトやタブレット端末を活用することで、事務業務の削減・効率化を図り、サービス提供に充てる時間を増やすことを目指します。
- (5) 安定した事業運営  
登録ヘルパーの高齢化による出勤減少を考慮しながらも、新規利用者の獲得に努め、訪問見直しや調整を行い、安定した事業運営を目指します。当事業所の特色を生かしたサービスを展開出来るよう、地域に根差した、選ばれる事業所として努めていきます。

## 4. 利用者支援

- (1) 基本方針  
虚弱、心身の障害及び傷病のために日常生活に支障がある概ね 65 歳以上の方（64 歳未満であっても、障害支援区分で認定された方）または、18 歳以上の身体障害・精神障害・知的障害で障害支援区分 1 以上と認定された方及び 18 歳未満のこれに相当する障がい児がいる家庭に対して、そのご利用者又はそのご家族が介護サービスを必要とされる場合、訪問介護員

を派遣して介護サービスを行うことによって、ご利用者が健康新生活を送ることができるよう支援するとともに、家族の介護負担の軽減を図り、家族の社会参加や家族間の円滑な関係を図ります。

## (2) サービスの内容

### ① 身体の介護に関すること

- ・食事の介助
- ・排泄の介助
- ・衣類着脱の介助
- ・入浴の介助
- ・身体の清拭、洗髪
- ・通院等の介助その他必要な身体の介助

### ② 家事に関すること

- ・調理
- ・衣類の洗濯、補修
- ・住宅等の掃除、整理整頓
- ・生活必需品の買い物
- ・関係機関等との連絡
- ・その他必要な家事

### ③ 相談、助言に関すること

- ・生活、身上、介護に関する相談、助言
- ・その他必要な助言

### ④ 移動支援（障がい者）

### ⑤ 重度訪問介護（障がい者）

## (3) サービスプログラムの作成

個別の問題点を察知して、ニーズを読み取り、サービスに反映させるよう努めます。

## (4) 家族との連携

家族介護者がいる場合、その家族が介護の中心です。常に、介護の目的、内容、効果について家族との意思の疎通を図り、介護の専門家の立場から介護指導や助言を行うことによって、介護のパートナーとしての連携を強化します。

# 令和7年度 ナイス 主な事業計画書

## 1. 基本理念

- (1) 利用者の基本的人権を保障し、主体性を尊重する。  
一人ひとりが安全に、尊厳をもって生活できるような環境の創出に努める。
- (2) 利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重する。  
一人ひとりがその人らしい自立した生活を送れるように、常に健康状態を把握し、誠意をもって質の高いサービスを提供する。
- (3) 地域の各町内会や関連する専門機関との連携を大切にする。  
地域の各町内会、医療、教育、行政、奉仕団体等関連する機関との連携を保つ。

## 2. 施設等整備

## 3. 本年度の重点目標

- (1) 職員の資質向上
  - 1、多様化する制度やニーズにあわせた対応の為の事例検討会や各種研修に参加し、他制度や業務への知識を深め事業所全体の資質の向上を図る。
  - 2、対人援助や接遇といった研修等にも積極的に参加し介護支援専門員としてのスキルアップを図る。
- (2) 業務持続計画や個別支援計画に基づく支援計画
  - 1、平素から災害や感染症等の不測の事態に対応できるよう対策を講じ、有事の際はその状況にあわせて関係機関とも連携を図りながら適切な避難行動支援や継続的な支援ができるように努める。
  - 2、各地域包括支援センターや周辺事業所、周辺地域との連携が深められるよう努める。

## 4. 利用者支援

- (1) 基本方針
  - 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
  - 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
  - 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努めます。
- (2) サービス内容
  - ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
  - ② 当該地域の指定居宅サービス事業所等に関するサービスの内容、料金等

の情報を公正中立に利用者及び家族に提供し、利用者にサービスの選択を求める。

- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するまでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 事業所は居宅サービス計画の原案に沿った指定居宅サービス等及び保険給付の対象となるか否かの区分による指定居宅サービスの種類、内容、利用料等について、利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ 利用者及び家族と継続的に連絡を取り、少なくとも1ヶ月に1回利用者宅を訪問しサービスの実施状況の把握に努めます。
- ⑥ 利用者の状態について定期的に評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援を行います。

# 令和7年度 互助の館 主な事業計画書

## 1. 基本理念

- (1) 利用者一人ひとりのニーズに応じたサービスを提供する。
- (2) 利用者の基本的人権を保障し、主体性を尊重する。
- (3) 地域の各町内会や関連する専門機関との連携を大切にする。

## 2. 施設等整備

矢田移転改築

## 3. 本年度の重点目標

- (1) 利用者の安定した生活の確保

サービス利用計画、個別支援計画に基づき、関係機関と連携し、利用者個々のニーズにあった、安定した日常生活または社会生活が出来るように、心身の状況や置かれている環境に応じて適切なサービスが提供できるよう配慮して行う。

高齢・重度化にも対応が必要となるため、設備の充実・介護技術の向上にも対応していく。

- (2) 人権尊重と虐待防止の徹底

障がい者虐待防止に関する職員セルフチェックや支援内容・接遇の振り返りを通して意識の徹底を図る。また、利用者の意思を汲み取りながら意向に沿った支援を行う。

- (3) 地域住民の理解と交流

地域の清掃活動に参加する。また、公民館活動やイベントにも積極的に参加し、地域住民の皆さんとの交流の機会を増やす。

- (4) 感染症や災害への対応力の強化等

感染症や災害が発生した場合、対策を講じ利用者に必要なサービスが継続的に提供できるように日頃からの備えや業務継続に向けた取り組みを行う。

## 4. 利用者支援

- (1) 基本方針

- ① 自主的に健康管理ができるように支援する。
- ② 個々の利用者に職業意欲ができる支援をする。
- ③ 生活習慣が確立できるよう支援する。
- ④ 家事が自立できるよう支援をする。
- ⑤ 金銭感覚を養い、自己管理できるように支援をする。
- ⑥ 社会生活への適応性を培い、心身共に健康で明るく過ごせるよう支援する。
- ⑦ 地域生活への移行を目指し支援する。
- ⑧ 自己決定できるよう支援する。

- (2) 支援計画

- ① 相談支援事業所作成のサービス等利用計画に基づき、利用者一人ひとりのニーズにあった個別支援計画を作成する。
- ② 地域生活移行支援  
地域生活への移行を目標に、基本的生活習慣、社会的規則やマナーを身につけ、豊かで明るく楽しい自立生活作りの支援にあたる。
- ア 基本的生活習慣
- a 食事
    - ・自分で食事を作る。
    - ・暴飲暴食を防ぐ。
  - b 衛生
    - ・掃除や入浴、清潔な衣類等、衛生面に気をつける。
  - c 健康管理
    - ・きちんとした服薬や定期受診等、健康管理をする。
- イ 社会的生活習慣
- a 規律
    - ・集団社会の規則やマナーを身につける。
  - b 思いやり対人関係
    - ・お互い協力し合い、助け合いの精神と連帯感を養う。
  - c 意思交換
    - ・1人の利用者として意見交換ができる。
  - d 礼儀
    - ・一般的の礼儀を身につけ実行できる。
  - e 積極性
    - ・積極的に行動できる。
  - f 金銭管理
    - ・経済観念を養い、計画的な買物ができる。
  - g 判断力
    - ・事の良し悪しがわかる。
  - h 余暇
    - ・趣味等を生かした有意義な余暇活動ができる。
  - i 外出・交通機関の利用
    - ・交通ルールを守り、安全に利用する。
- ウ 就労支援
- ・職場・支援施設との連絡、調整をする。
- エ 医療
- ・病院との連絡・調整をとる。
- オ 食事
- ・衛生面に留意し、家庭的な雰囲気を大切にする。
  - ・季節感のある食材を使用し、栄養面に気をつける。

### (3) 支援上の評価

支援の内容や方法に対する検討又は反省をすることで、より効果的な支

援

となるようにする。

(4) 家族との連携

利用者により良い支援、精神安定を図るため、家族との結びつきを保ち、信頼関係を保持する。

(5) 地域社会との連携

利用者が地域住民であることを自覚し、地域行事に積極的に参加すること  
で、理解と協力を求める。

# 令和7年度 希望の園 主な事業計画書

## 1. 基本理念

- (1) 利用者個々のニーズに応じたサービスの提供。  
個別支援計画、サービス利用計画を策定し、それに基づき、「地域の中で働き、地域の中で暮らすこと」を目標に、精神力、体力、生活力、社会力を育て、生活支援と職業・就労支援を行う。
- (2) 利用者の基本的人権を保障し、主体性を尊重。  
一人ひとりが生きがいや活力を見出し、自己実現を図る環境の創出に努める。職員による専門的な知識と、技術により良質なサービスを提供する。
- (3) 地域の事業所や関係する専門機関との連携を大切。  
地域の事業所、医療、教育、行政、ボランティア団体等関係機関との連携を保つ。

## 2. 施設等整備

## 3. 本年度の重点目標

- (1) 障害者総合支援法に基づいたサービスの提供  
サービス等利用計画、個別支援計画に基づき、関係機関と連携して、利用者個々のニーズに合ったサービスの提供を行う。  
すべての入所者に対して、地域移行の意向確認を行い、本人の希望に応じたサービス利用になるように取り組む。
- (2) 感染症や災害への対応力の強化  
障害福祉サービスは利用者やその家族の生活に必要不可欠なものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、事業継続計画(BCP)を基に、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供できるよう、これらの発生に備えた日頃からの備えや業務継続に向けた取り組みを行う。
- (3) 人権尊重と虐待防止の意識の徹底  
障害者虐待防止に関する職員セルフチェックリストや支援内容・接遇の振返りを通して意識の徹底を図る。身体拘束の適正化に取り組む。また、利用者の意思を汲み取りながら、意向に沿った支援を行う。
- (4) 利用者の高齢化、重度化に伴う安心・安全なサービスの提供  
身体介護の必要性の高い利用者が増加しているため、介護の知識や支援スキルの向上を図る。また、転倒、転落アセスメント等により、リスクマネジメントを強化し利用者個々の状況に応じた適切な支援を行う。
- (5) 工賃向上に向けた取組  
利用者が「仕事を支える人」や「地域を担う人」として、地域で自立した生活が営むことができるよう工賃向上に向けた取り組みを行う。
- (6) 地域公益活動の推進  
ボランティア・実習生の積極的な受け入れを行い、障がい者理解や福祉教育の推進を図るとともに、地域ニーズに合った公益活動に取り組む。

## 4. 利用者支援

### (1) 基本方針

- ①個別支援計画、サービス利用計画を策定し、それに基づいた支援を行う。
- ②社会生活への適応力を身につけた、心身共に健康で明るい人間を養成する。
- ③通所利用者の生活・作業両面の支援を行い、自立した社会人となることが出来る様にする。

### (2) 支援計画

施設が提供するサービスは、個別支援計画書、サービス等利用計画書に基づいて行う。この計画は、的確なアセスメントによって、利用者個々の状況やニーズを明確にした上で、各部門の職員と連携してサービス管理責任者が作成する。

#### ①施設入所支援事業

施設が提供する施設入所支援の内容は、主として夜間や休日に次のサービスを提供するものとする。

- ア. 食事・入浴・排泄等の支援、日常生活上の支援
- イ. 事業所における余暇活動の機会の提供支援
- ウ. その他、個々の利用者が必要とする支援

#### ②生活介護事業

施設が提供する日中活動支援の内容は、主として昼間に次のサービスを提供するものとする。

- ア. 食事・入浴・排泄等の支援、日常生活上の支援
- イ. 事業所における創作・余暇活動の機会の提供支援
- ウ. 作業の機会の提供に関する支援
- エ. 前3を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- オ. その他、個々の利用者が必要とする支援

#### ③就労移行支援事業

施設が提供する就労移行支援の内容は、主として昼間に次のサービスを提供するものとする。

- ア. 就労に必要な知識、能力を向上するための支援
- イ. 就労の機会の提供に関する支援
- ウ. 前2を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援

#### ④就労継続支援B型事業

施設が提供する就労継続B型の内容は、主として昼間に次のサービスを提供するものとする。

- ア. 生産活動の機会の提供支援
- イ. 就労に必要な知識、能力を向上するための支援
- ウ. 就労の機会の提供に関する支援
- エ. 前3を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援

#### ⑤短期入所支援

短期間の入所を必要とする障がい者等について、短期間入所して、入浴、排泄及び食事等の支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行う。

## ⑥クラブ活動

利用者の趣味を生かしクラブ活動として取り組む。

華道クラブ

## ⑦行事

施設は支援に偏った単調な生活に陥りやすいので、職員は目的意識を持つた行事を計画し、利用者の生活に活気を与え、生きがいを感じることができるようにする。

地域交流納涼会・希望の園祭り・忘年会・感謝祭・事業別(遠足・一泊旅行)

## ⑧支援日誌等の記録の種類と各々の記録と方針

### ア 記録の種類

個別支援計画書、サービス等利用計画書、ケースファイル、金銭出納簿、作業日誌、支援日誌、看護日誌、避難訓練記録、付添サービス記録、外出・外泊記録、イベントサービス記録、検食日誌、面会記録簿

### イ 記録の目的

個別支援計画書に基づき、利用者の契約開始から契約終了までの施設利用全般の生活面や作業面における、特性、能力、健康状態等を把握し有効活用することを目的とする。

## (3) モニタリング

### ①意義と目的

評価は、単に利用者個々にランクを付けるのではなく、支援の内容に対する検討と反省がなされ、より効果的な支援の充実を目的とする。

### ②基本的留意点

評価を考えるとき、評価領域が偏らないように、全体を見て客観的に適切な評価が正しく成されるようにする。

評価項目として、日常生活面については、衛生・安全・礼儀・整理・食事・自立・責任・情緒・寛容・公正・公共について。

作業面については、作業中における挨拶・言葉遣い・協調性・感情のコントロール・意志表示・共同作業・就労意欲・作業意欲・作業能力の自覚・作業場のルールの理解・作業の報告・出勤状況・作業に取り組む態度・持続力・作業速度・作業能率の向上・指示内容の理解・作業の正確性・危険への対応・作業内容の変化への対応の各項目について評価する。

評価結果は、次の支援に反映させ、支援方針の決定・契約変更・退所等の資料とする。

### ③工賃支給配分

「希望の園工賃支給規程」に基づき支給する。

## (4) 家族との連携

利用者のよりよい支援、円滑な施設運営に加えて精神安定を図るために、家族との密接な結びつきを保ち、信頼関係を保持する。

①施設便り「希望の園だより」を発行し、各家庭に送る。

②帰省時に各家庭へ利用者の近況報告をする。帰省できない利用者には各家庭へ近況通信を送布する。

③希望の園祭り等の行事に参加していただき、利用者・職員との交流を図る。

④家族の高齢化・重度化により成年後見制度の活用を推進する。

## （5）地域社会との連携

地域に根差した施設である為には、利用者・職員が地域住民であることを自覚し、絆を強くするためにいろいろな交流を感染症対策した上で進め理解と協力を求める。

- ①地域行事へ利用者、職員が参加する。
- ②施設内行事へ地域住民の参加を呼び掛ける。
- ③ボランティアを積極的に受け入れる。
- ④職場実習（特別支援学校）・中学生の職場体験を受け入れる。
- ⑤大学生、専門学校生、高校生の介護等体験、実習、インターンシップ事業を受け入れる。

# 令和 7年度 ねくすと 主な事業計画書

## 1. 基本理念

- (1) すべての人間の尊厳を認め、いかなる状況においても自己決定を尊重し、当事者（障害者本人及び家族）との信頼関係を築く。
- (2) 利用者の意向やニーズを聴き取り、必要に応じて本人中心のサービス等利用計画の作成にかかる支援を行う。
- (3) 本人のニーズを満たすために制度に基づく支援に結びつけるだけでなく、制度に基づかない支援を含む福祉に限らない教育、医療、労働、経済保障、住宅制度等あらゆる資源の活用に努める。また、資源の不足などについて、その解決に向けての活動を行う。

## 2. 施設等整備

## 3. 本年度の重点目標

- (1) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (2) 訪問や相談対応時に単身ではなくできる限り複数での相談対応を実施することにより多角的な支援からの提案を行っていくとともに、所内での情報共有に努め、緊急時等の対応を行うことができる体制を作っていく。また、業務分担の見直しを行いながら業務の効率化も図っていく。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスを提供する。
- (4) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を行う。

## 4. 指定特定相談支援事業

### (1) 事業概要

相談支援事業を通じ、利用者の自立した生活を支え、利用者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。

### (2) 利用者対象

- ・障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害者
- ・障害福祉サービスの利用が困難な障害者

### (3) 事業内容

改正障害者総合支援法に基づく「指定特定相談支援」を下記の業務を通じて適切に実施する。

- ①基本相談支援
- ②地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- ③訪問によるアセスメント

- ④サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の作成
- ⑤サービス担当者会議の開催等による専門的な意見の聴取
- ⑥訪問によるモニタリング
- ⑦前号に掲げる相談支援等に附帯する便宜

## 5. 指定障害児相談支援事業

### (1) 事業概要

相談支援事業を通じ、利用者の自立した生活を支え、利用者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。

### (2) 利用者対象

障害児通所支援等を利用するすべての障害児  
障害児通所支援等の利用が困難な障害児

### (3) 事業内容

児童福祉法に基づく「指定障害児相談支援」を下記の業務を通じて適切に実施する。

- ①基本相談支援
- ②地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- ③訪問によるアセスメント
- ④サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の作成
- ⑤サービス担当者会議の開催等による専門的な意見の聴取
- ⑥訪問によるモニタリング
- ⑦前号に掲げる相談支援等に附帯する便宜

## 6. 指定一般相談支援事業

### 地域移行支援

### (1) 事業概要

相談支援事業を通じ、利用者の自立した生活を支え、利用者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。

### (2) 利用者対象

障害福祉サービスを利用するすべて障害者

### (3) 事業内容

改正障害者総合支援法に基づく「指定地域相談支援」を下記の業務を通じて適切に実施する。

- ①基本相談支援
- ②地域移行支援計画の作成
- ③入所施設や精神科病院への訪問による利用者に対する相談及び援助
- ④障害福祉サービス事業の体験的な利用等に係る同行による必要な援助
- ⑤一人暮らしに向けた体験的な宿泊に係る支援
- ⑥前号に掲げる相談支援等に附帯する便宜

### 地域定着支援

(1) 事業概要

相談支援事業を通じ、利用者の自立した生活を支え、利用者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。

(2) 利用者対象

障害福祉サービスを利用するすべて障害者

(3) 事業内容

改正障害者総合支援法に基づく「指定地域定着支援」を下記の業務を通じて適切に実施する。

- ①基本相談支援
- ②地域定着支援台帳の作成
- ③利用者に対する常時の連絡体制の確保
- ④緊急時における一時的な滞在等による支援
- ⑤前項に掲げる相談支援等に附帯する便宜

# 令和7年度 ワーカセンター島根 主な事業計画書

## 1. 基本理念

- (1) 利用者一人ひとりのニーズに応じた就労機会を提供する。  
個々の障害の程度に適した就労の場を提供し、健康で明るく快適な生活ができるよう公平、公正な運営に努める。
- (2) 利用者の基本的人権を保障し、主体性を尊重する。  
各人が自分に適した生活を営むことができる環境を創出し、相談に応じるよう努める。
- (3) サービスの質の向上に努め、利用者との信頼関係を築く。  
職員の資質向上のための研修参加を行い利用者から信頼される職員形成を行う。

## 2. 施設等整備

大規模修繕工事

## 3. 本年度の重点目標

- (1) 利用者支援
  - 利用者、家族の意向に沿った支援を行い、安心安全なサービスを提供する。
    1. 利用者本人、家族の意向に沿った支援計画の作成。  
利用者本人、家族へのアセスメントを行い、アセスメントに沿った支援計画を作成し、計画に基づいた支援を行う。
    2. 職員の資質の向上、  
各種研修会への職員参加を行い、利用者対応の知識を習得し支援力の向上を行う。
    3. 虐待防止の取り組み
      - ①外部研修、内部研修を行い、利用者の人権擁護、虐待防止に取り組む。
      - ②施設長、利用者との話し合いを行い職員の対応について意見を聞く機会を設ける。
      - ③施設長、職員との面談を行い職員の意見等を聞く機会を設ける。
    4. 感染症対策の継続、周知を行う。
      - ①現行の感染症対策の継続（日々の体調確認、館内消毒、換気、マスク着用など）を行い事業所内での発生防止に努める。
      - ②感染症に関しての情報は、朝礼時の伝達、貼付などを行い全員に周知する。
      - ③感染症有事の際に速やかに対応が出来る様マニュアルの確認、検討を行う。
  - (2) 就労支援事業
    - 就労支援事業の収支改善が行えるよう受託先と協議を行う。
      1. 生産品の移管受入れ
        - \*昨年度からの移管事業の受入れを行う。
      2. 単価交渉の継続
        - コクヨMVPとの単価改定交渉を例年行うこととしたため、今年度も継続

して改定交渉を行う。

### 3. 当月受注、当月納品を行う。

当月受注品目については当月内に納品を行う。

特に年度下期においては別製品の大量発注があり納期遅延がおきているため閑散期において生産出来るよう受託先と検討を行う。

### 4. 人員補強

移管品の対応、当月納品の履行、前年度の退職者補強のため利用者の確保を行う。現員…26名 増員 1名 利用者雇用目標 27名  
増員のため、ハローワーク、相談支援事業所、養護学校と情報共有を行う。

## 4. 利用者支援

### (1) 基本方針

本人、家族の意向に沿った支援計画を作成し、良いところを伸ばす。

就労を継続して行う事が出来るよう都度傾聴、体調把握を行う。

個人の尊厳を遵守し支援にあたる。

### (2) 利用者対応

#### ① 適切なサービス提供

個別支援計画に沿った支援を行う。

#### ② 利用者雇用

ハローワーク、養護学校、相談支援事業所、他の就労系事業所と連携を取り人員確保に繋げる。

希望者に対しては積極的に体験実習を受入れ適応出来るか判断する。

体験実習者で、雇用が出来る可能性のある者については、職場適応訓練を依頼し訓練中に雇用の可否を判断する。

#### ③ サービス提供の主たる対象者

身体、知的、精神の3障がいの方への支援サービスを行う。

#### ④ 利用者の評価

##### ・個別支援に関する評価

支援期間終了前にモニタリングを行い支援計画について評価を行う。

支援の評価により継続、変更、終了の判断を行う。

変更、終了の場合は再アセスメントを行い次期の目標設定を行う。

##### ・作業に関する評価

賃金の見直しについては10月に行う。前月の9月に出勤状況、作業評価を行い新規の賃金決定を行う。なお賃金については、島根県最低賃金を下らない金額を設定する。

### (3) 設備管理

#### ア 施設

①長年の使用により床の塗装が剥離しているため作業区画も分かりづらくなっている。床の塗装の塗りなおしを行い、区画を明確にして現場、倉庫の整理を行い作業効率の向上、品質の維持に繋げる。

塗装については、受託先からの指導を受け行う。

定期的に廃棄物処理、清掃を行い安全と衛生管理に努める。

②施設内の設備点検を行い、修繕が必要な箇所を把握する。

小範囲の工事で済むよう都度の状況確認を行い、最小予算で完了するよう努める。

長年の使用で交換、修繕が必要な箇所

\*エレベータ1号機 シーケンサー (R7)

\*スロープ屋根防水シート

早期に交換、修繕が必要な箇所から年次計画をたて修繕を行う。

#### イ 生産設備

コクヨ貸与機器が多くなっているので、管理に注意を払う。

保守管理において消耗部品の交換は計画的に行い故障を未然に防ぐ。

また、上記を行う事により製品の品質の維持を行う。

機械の不調時はコクヨ技術に相談する等、故障する前に早めの対策を行う。

### (4) 生産管理

#### ① 生産提携

コクヨ株式会社

総括 コクヨ株式会社 ステーショナリー事業部

窓口 株式会社コクヨ MVP

#### ② 生産体制

##### ア 生産品目と生産ライン

###### ・1F部門

データファイルA, B, H 用箋挟み

ガバットファイル バインダーノート

クラフト綴込み表紙

###### ・ファイル部門

レター、レバー、リングファイル メモラー

###### ・バインダー部門

ダブルバインダー

###### ・綴込部門

板目表紙 セツギ ガバットファイル

#### ③ 年次目標

##### ・生産効率の向上～作業工程に比べ単価が安い製品の整理。

コクヨ MVPへの返還。

(＊生産移管、返還、年間生産数については別紙参照)

##### ・新規生産品の移管を行うと共に単価改定の協議を継続して行う。

##### ・当月生産当月納品を行う。

##### ・品質管理

年間目標 クレーム件数・・目標 3件以内。

重点として、品番違い、リバットカミ不良。

出荷前検査・・ロットアウト 0件

不良率 0.11%

各工程で手順どおりチェックし、クレーム是正報告に基づいた対応を

行う。

④ 不良品の発生しない対応

作業場を整理整頓する。資材の品番、色番を作業者の誰が見ても分かるように表示し、品番間違いが起こりにくい環境にする。

資材管理について、帳票記入を行い2者確認を行う。

⑤ 会議への出席

コクヨ MVP で開催される会議に出席する。(各月 1 回)

・生産会議 情報を共有し生産調整を行う。

・品質会議 不良発生の原因と対策を話し合う等、品質管理に努める。

・今後についての検討会 生産統括部長と協議を行う。

(受注量、受注品目、単価、年間売上調整等)

(5) 諸団体との関わり

① 全国社会就労センター協議会

中・四国ブロック社会就労センター協議会

島根県社会就労センター協議会

島根県障がい者就労事業振興協議会

② 全国重度障害者雇用事業所協会

中・四国ブロック重度障害者雇用事業所協会

全国重度障害者雇用事業所協会島根県支部

③ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

④ 島根県身体障害者社会参加促進協議会

⑤ 松江Aネット(松江市A型事業所協議会)

(6) 連携機関

① 島根県

健康福祉部障がい福祉課

商工労働部雇用政策課

② 松江市

福祉部障がい者福祉課

③ 他各市町村

④ 職業安定所

⑤ 各養護学校等

⑥ 島根県立東部高等技術校

⑦ 障害者就業・生活支援センター

⑧ 指定特定相談事業所

# 令和7年度 しらゆり保育園 主な事業計画書

## 1. 基本理念

- (1) 私たちは、子どもの健やかな育ちを支えます。  
一人ひとりの子どもが個性にあふれ、心身ともに健康、安全で情緒豊かに、「健（たくましく）・美（心豊かに）・和（なかよく）」の生活ができる環境の創出に努めます。
- (2) 私たちは、保護者の子育てを支えます。  
保護者の方とのより良い協力関係を築きながら、常に子どもの視点に立つて考え、保育の質の向上を図ります。
- (3) 私たちは、子どもと子育てに優しい社会をつくります。  
地域自治会、医療、教育、行政、奉仕団体等関連する機関との連携を保ちます。

## 2. 施設等整備

## 3. 特別保育事業

- ・一時保育事業
- ・延長保育事業
- ・障がい児保育事業
- ・子育て講座・地域交流活動事業
- ・保育体制強化事業
- ・保育補助者雇用強化事業

## 4. 本年度の重点目標

- (1) 環境を通じ、PDCA サイクルを活用した連続性のある保育実践  
一人一人の子どもが、大切にされているという実感を持つ保育を実践し、子どもの自己肯定感を育む。それをベースにこれから生きていく基礎が身につくように、「幼児期までに育ってほしい10の姿」を見据え、環境を通して、非認知能力、主体性、対話、アクティブラーニングを重視し、PDCA サイクルを活用し、連続性のある保育実践を行う。
- (2) 家庭との連携  
保護者との瞳に映る瞬間を大事に、笑顔での声掛け挨拶に一言を、心を込めて添える関りを大切にする。日々の会話や連絡、また個別面談など保護者と話をする機会を心掛けてもつようにし、保護者の不安や思いを汲み、家庭に代わる子育て機関としての役割を果たすよう努める。玄関の作品掲示や、写真の掲示、また ICT や玄関 TV 画面の活用により、日々の園、クラスの様子を伝えることで、園や保育の見える化にさらに力を入れて図っていく。  
また、個別な支援を必要とする子どもの保育にあたっては、子どもの成長を楽しみに安心して子育てができるよう、関係諸機関との連携をとりながら援助し支えていくようにする。

### (3) 職員の資質向上

全職員が、保育士保育指針を身近において、環境を通じ、PDCA サイクルを活用した連続性のある保育を意識してチームで保育できるように園内研修を重ねていく。また、園内研修や公開保育が、キャリア別に相互に刺激し合って、個々の質の向上、園の質の向上につながるようなあり方にする。

子ども・保護者・職員、かかわるすべての人に対する人権意識が向上するよう、園内研修を積み重ねていく。

園内研修終了後や研修会参加後には、自らの保育の振り返りと学んだことを整理して、その後に活かせるようにしていく。園内で、全職員に口頭で伝えたり、実技実践をしたりして、全職員の学びにつながるようにする。

## 5. 利用者支援

### (1) 基本方針

#### ① 基本目標

心身ともに健康で豊かな情操をもった友だちとなかよくあそべる子どもを育てる。

健・たくましい子……心身ともに健康で意志の強い子

美・美を求める子……素直な心と表現力の豊かな子

和・なかよくする子…友達を大切にし協力し合う子

### (2) 保育の原理

#### ① 保育の目標

子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を養い、自分らしくいきいきと遊べる子どもを育む

ア 十分に養護のゆきとどいた環境の下、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。

イ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。

ウ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主・協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。

エ 生命、自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。

オ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとすること等言葉の豊かさを養う。

カ 様々な体験を通して豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを促す。

保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育園の特性や保育士の専門性をいかして、援助にあたる。

#### ② 保育の方法

ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、主体としての子どもの思いや願いを受けとめる。

- イ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に發揮できる環境を整える。
- ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育する。
- エ 子ども相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助する。
- オ 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にする。
- カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助する。

### ③ 保育の環境

- ア 子どもが自ら環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮する。
- イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育園の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努める。
- ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに生き生きと活動できる場となるように配慮する。
- エ 子どもが人と関わる力を育てていくために、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整える。

## (3) 子どもの発達

### ① 発達過程

子どもの発達過程は、6つの区分の年齢（学年）としてとらえる。ただし、この区分は子どもの均一的な発達ではなく、一人一人の発達過程としてとらえる。保育士は、子ども自身の力を十分に認め、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行う。

年齢区分
乳児（0歳児）
1歳児
2歳児
3歳児
4歳児
5歳児

### ② ねらい及び内容の区分

子どもの発達の特徴を踏まえ、ねらい及び内容については3つの区分としてとらえる。

年齢区分
乳児
1歳以上3歳未満児
3歳以上児

## (4) 保育の内容

保育の内容は、保育全体を通じて、「養護」に関する事項と「教育」に関する事項を一体的に展開する。

- 乳児保育
  - ① 養護に関する事項

一人一人の生命の保持と情緒の安定を図る。
  - ② 教育に関する事項
    - ア 健やかにのびのびと育つ。

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作りだす力の基盤を培う。
    - イ 身近な人と気持ちが通じ合う

受容的・応答的な関わりの下で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基礎を培う。
    - ウ 身近なものと関わり感性が育つ

身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基礎を培う。
- 1歳児以上 3歳未満児及び 3歳以上児の保育
  - ① 養護に関する事項

一人一人の生命の保持と情緒の安定を図る。
  - ② 教育に関する事項
    - ア 健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す。
    - イ 人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て人と関わる力を養う。
    - ウ 環境

周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。
    - エ 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話を聞く

言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
    - オ 表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

## (5) 保育の計画及び評価

- ① 保育の計画

### ア 全体的な計画

保育方針や目標に基づき、子どもの発達の特徴を踏まえ、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所生活全体を通して総合的に展開していくように編成する。

イ 指導計画

全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な計画と

短期的な計画を作成し保育を適切に展開していく。

一人一人の発達過程や状況及び保育所の生活における子どもの発達過程を見通し生活の連続性・季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定する。

尚、全体的な計画に応じた保育・長時間にわたる保育・障がいのある子どもの保育・小学校との連携・家庭及び地域社会との連携に配慮する。

#### a. 指導計画他の作成

計画等	作成者	作成時期
(保育の計画)		
全体的な計画	施設長、課長	年度当初
指導計画		
・年間指導計画	各組担任保育士	4月作成
・月間指導計画	//	月末翌月分作成
・週間指導計画	//	週末翌週分作成
・日案	//	
・保育日誌	//	毎日記入
・記録（児童簿、児童保育要録、出席簿、園外保育日誌）	//	必要な時期
(給食の計画)		
・年間食育計画	調理員、保育士	年度当初
給食予定実施献立表及び給食日誌	調理員	月末翌月分作成
栄養出納表	//	月末作成
検食簿	調理員、保育士	毎日作成
食品受払出簿（毎月）	調理員	月末作成
検収簿	//	毎日作成
調理担当者健康チェック表	//	毎日作成
中心温度管理表	//	毎日作成
喫食状況一覧表	//	毎日作成
発注書	//	毎週作成
衛生点検表	//	毎日作成
献立会議記録簿	//	月末作成
(健康・安全の計画)		
・保健だより（しらゆりだより）	課長	毎月作成
・記録（危険箇所点検表、温湿度チェック表、検便検査表、看護日誌、水質管理表、プール日誌、しらみ	保育士、看護士	毎日、毎月作成

検査結果表) (事務日誌)	保育課長	毎日記入
------------------	------	------

b. 組の編成

クラス名	年齢	職員配置
ちごゆり	0歳児	3：1
べにゆり	1歳児	5：1
ひめゆり	2歳児	6：1
こまゆり	3歳児	15：1
ささゆり	4歳児	25：1
あかゆり	5歳児	25：1
かのこゆり（一時保育）	0歳～5歳児	15：1

c. 一日の保育の流れ

別紙のとおりとする。

d. 一年の保育の流れ

別紙のとおりとする。

② 保育の内容等の自己評価

ア 保育士等の自己評価

保育の計画（全体的な計画及び指導計画）に基づく保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り自己評価をする。（園内研修・自己評価）

イ 保育所の自己評価

保育の計画の展開や保育士等の自己評価、職員による園評価、保護者アンケートを踏まえ、保育の内容等について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努める。

ウ 評価結果を踏まえ、保育内容等の改善を図り保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組む。

（6）保護者に対する支援

① 保育所の保護者に対する支援

保育所における保護者への支援は、保育士の業務であり特に重要である。

ア 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視する。

イ 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有する。

a 行事等

子どもの成長発達について（すまいる親子ふれあいディー、親子遠足、コミュニケーションシートの配布、個別面談、フリー参観日、運動会、秋祭り、生活発表会、きらすまハッピーガーデン活動、親子触れ合い園庭開放日、育児講座開催等）

b 連絡手段

- 日々の連絡は、ICT活用、玄関TV画面、保護者連絡アプリ（おがーる）と掲示板を併用する。

- 個別連絡は直接口頭での連絡又は連絡ノートを利用する。

- ・全体への連絡はしらゆり（園）だより（行事のお知らせ、全体への連絡事項、ほけんだより）、クラスだより（指導のねらいなど）によつて行う。また、給食関係については、食事だより・給食予定献立表の配布、日々の給食展示等により提供した献立や内容等を家庭に連絡する。離乳食講座・試食会を計画開催する。
  - ・園内の感染症を含めた病気による欠席状況は、毎日正午までのところで保護者連絡アプリ（おがーる）にて配信する。
- ウ 保育に関する知識や技術などの保育園の特性を生かす。
- エ 一人一人の保護者の状況を踏まえ、保護者の養育力の向上にむけて適切に支援する。
- オ 保護者の相談助言に当たっては、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重する。
- カ 子どもの利益に反しない限り、知り得た事柄のプライバシー保護、秘密保持に留意する。
- キ 地域の関係機関との連携及び協力を図る。
- ② 地域における子育て支援
- ア 保育所機能の解放（行事へ招待等）
- イ 子育てに関する相談や援助の実施（子育て講座等）
- ウ 交流の場の提供
- エ 子育て支援に関する情報の提供

#### （7）地域社会との連携

- ① 入所する子どもの健康及び安全について全職員で共通理解を深め地域の関係機関等と連携を図り協力が得られるようとする。
- ② 地域の保育園、幼稚園、小学校や医療機関、保健関係機関、福祉関係機関、公民館等と日頃から十分な連携をとる。  
大庭小学校校区の「山代郷であそぼう」の中心となり開催する。  
(雨天時は、しらゆり保育園での開催とする)  
大庭地区の文化祭への積極的に参加する。  
かんなび学園（湖東中学校校区）の推進協議会に参加する。
- ③ 地域の保健福祉に関する情報の収集に努め、保護者に積極的な参加を促す。

# 令和7年度 しらゆり第2保育園 主な事業計画書

## 1. 基本理念

- (1) 私たちは、子どもの健やかな育ちを支えます。  
一人一人の子どもが個性にあふれ、心身ともに健康、安全で情緒豊かに、「健（たくましく）・美（心豊かに）・和（なかよく）」生活ができる環境の創出に努めます。
- (2) 私たちは、保護者の子育てを支えます。  
保護者の方とのより良い協力関係を築きながら、常に子どもの視点に立ち、考え、保育の質の向上を図ります。
- (3) 私たちは、子どもと子育てに優しい社会をつくります。  
地域の医療、教育、行政、奉仕団体等関連する機関との連携を保ちます。

## 2. 施設等整備

## 3. 特別保育事業

- ・延長保育事業
- ・子育て講座 地域交流活動事業
- ・一時預かり事業
- ・保育体制強化事業
- ・保育補助者雇用強化事業 （保育士等待遇改善事業）

## 4. 本年度の重点目標 『 ていねいな保育を通して子どもの心を育てる ～笑顔があふれる保育園をめざして

～』

- (1) 環境（人的・物的）を通して保育の充実を図る
  - ・直接的・具体的な体験や経験を通し、心情・意欲・態度を育てる
  - ・「環境を通した子ども中心の活動」を保育の基本とし、保育者は子どもの主体性の発現を促し支援する関わりを、保育の専門性を具体的に示しながら取り組む。
- (2) 子どもの人権擁護について意識を高め、ていねいな保育の継続に努める
  - ・常に子どもの権利に重きを置き、子どもの成長、発達年齢等に応じた連続かつ継続性のある保育を行う。その上で、子ども一人一人に沿った保育を行っていく。
  - ・保育者がていねいな保育を心がけていくことは、子どもの大人への基本的信頼感、自己肯定感の高まり、強いては心情・意欲・態度につながっていく。このことをしっかりイメージしながら日々の保育を行い、記録や職員同士の話し合い、園内外の研修での学びを大切にし、保育の質の向上を図っていく。
- (2) 子どもを中心とした保護者とのよりよい連携を目指す

- ・子どもの成長の姿を具体的にていねいに伝えていくことが、保護者とのより良い連携を築くことにつながるという意識をもつ。
- ・子どもの気になる姿の背景には、家庭があり、保護者に寄り添うことが子どもへの寄り添いにつながるという意識をもつ。
- ・園の様々な活動がもつ、乳幼児期の子ども達の成長にとっての意味や意義を職員自らが認識し、保護者や地域方々へのていねいな情報発信を工夫する。

(3) 食育活動の推進を図る

- ・「食育年間計画」に基づき、調理担当者・保育者・保護者等との連携を大切に進める。
- ・感染予防や衛生面に十分に配慮しながら、発達年齢に合わせた栽培、収穫、クッキン等の様々な活動を計画的に保育に取り入れる。そういった経験や体験を通して子ども自身が食に興味関心を持ち、健康な身体をつくることができるよう努める。

(4) チームワークのよい働きやすい保育園を目指す

- ・子どもを真ん中にした処遇を一番に考え、保護者の思いにも寄り添いながら、職員も含めた誰もの人権に配慮した職場になるよう努める。
- ・職員同士のコミュニケーションが保育の質につながることを認識し、保育者自身が保育を楽しむことができる職場の雰囲気をつくっていく。
- ・職員同士声をかけあい、保育を語る機会等を多く持つことで、不適切な保育を疑われるうことのない職場環境を整える。
- ・職員の「園評価」を基に職員自ら課題を見出し、課題解決に向かうアイデアや工夫を出し合う。そして皆で話し合い業務改善に取り組む。

## 5. 利用者支援

(1) 基本方針

① 基本目標

心身ともに健全で豊かな情操をもったなかよくあそべる子どもを育てる。  
健・たくましい子……心身ともに健康で意志の強い子  
美・美を求める子……素直な心と表現力の豊かな子  
和・なかよくする子…友達を大切にし協力し合う子

(2) 保育の原理

① 保育の目標

心豊かにたくましく生きるしらゆりっ子  
ア 十分に養護のゆきとどいた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な

- 欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- イ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
- ウ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることとともに、自主・協調の態度を養い、道徳の芽生えを培う。
- エ 生命、自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心 情や思考力の芽生えを培う。
- オ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て喜んで話したり、聞いたり、相手の話を理解したりしようとする等、言葉の豊かさを養う。
- カ 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを促す。
- ② 保育の方法
- ア 一人一人に子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態の把握をするとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受けとめる。
- イ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境 や、自己を十分に発揮できる環境を整える。
- ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育する。
- エ 子ども相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果 あるものにするよう援助する。
- オ 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動 や子ども相互の関わりを大切にする。
- カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭 生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助する。
- ③ 保育の環境
- ア 子どもが自ら環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいく ことがで きるよう配慮する。
- イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育園の設備や環境を整え、保 育所の保 健的環境や安全の確保などに努める。
- ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活 動できる

場となるように配慮する。

- エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整える。

### (3) 子どもの発達

#### ①発達過程

子どもの発達過程は、指針改定を受けて6つの区分の年齢（学年）としてとらえる。

ただしこの区分は、子どもの均一的な発達でなく、一人一人の発達過程としてとらえる。

保育士は、子ども自身の力を十分に認め、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた

適切な援助及び環境構成を行う。

年 齢 区 分	
0 歳	児
1 歳	児
2 歳	児
3 歳	児
4 歳	児
5 歳	児

#### ②ねらい及び内容の区分

子どもの発達の特徴を踏まえ、保育のねらい及び内容について、指針改定を受けて、

以下の3つの区分としてとらえる。ただし、この区分は子どもの均一的な発達でなく、一人一人の発達の特徴を踏まえ、ねらい及び内容をとらえるものとする。

年 齢 区 分	
乳	児
1 歳以上	3 歳未満児
3 歳以上	児

### (4) 保育の内容

保育の内容は、保育全体を通じて、養護に関する事項と教育に関する事項を

一体的に

展開する。

#### ・乳児保育

##### ① 養護に関わる事項

一人一人の生命の保持と情緒の安定を図る。

##### ② 教育に関わる事項

ア 健やかにのびのびと育つ。

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作りだす力の基盤を培う。

イ 身近な人と気持ちが通じ合う

受容的・応答的な関わりの下で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信

頼関係を育て、人と関わる力の基礎を培う。

ウ 身近なものと関わり感性が育つ

身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する

力の基礎を培う。

・1歳児以上3歳未満児保育 及び 3歳以上児の保育

① 養護に関する事項

一人一人の生命の保持と情緒の安定を図る。

② 教育に関する事項

ア 健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す。

イ 人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て人と関わる力を養う。

ウ 環境

周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れて

いこうとする力を養う。

エ 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞く

こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

オ 表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現

する力を養い、創造性を豊かにする。

(5) 保育の計画及び評価

① 保育の計画

ア 全体的な計画

組織的・  
保育方針や目標に基づき、子どもの発達の特徴を踏まえ、保育の内容が

計画的に構成され、保育所生活全体を通して総合的に展開していくよう編成す

る。

イ 指導計画

全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な計画と短期的な

計画を作成し保育を適切に展開していく。

一人一人の発達過程や状況及び保育所の生活における子どもの発達過程を見通し

生活の連續性・季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び  
内容を設定する。

尚、全体的な計画に応じた保育・長時間にわたる保育・障害のある子どもの保育

- ・小学校との連携・家庭及び地域社会との連携に配慮する。

a. 指導計画他の作成

計画等	作成者	作成時期
全体的な計画	施設長、課長	年度当初
指導計画	各組担任保育士	
・年間指導計画	//	4月作成
・月案	//	月末翌月分作成
・週案	//	
・日案	//	週末翌週分作成
・記録・・・児童票、出席簿、行動記録、保育要録、園外保育日誌		毎日記入
(食育の計画)		及び必要な時期
・年間指導計画	調理員、保育士	
・記録・・・食育活動、アンケート、園内食育部会	調理員	
食事風景(食事の様子)	各組担任	
	調理員	
	//	
給食予定実施献立表及び給食日誌(中心温度管理表)	調理員、検食者	年1回
栄養出納表	調理員	年12回
検食簿	各組担任	年1回作成
食品受払出簿(毎月)	調理員	毎月作成
残食記録	調理員、担当	
検収簿	各組担任	毎日作成
調理担当者健康チェック表	調理員	
喫食時間、終了時間表	//	毎月作成
発注書		
衛生点検表	//	毎日作成
(健康・安全の計画)	保育士等	
・保健だより、お知らせ		毎月作成
・記録・・・健康票、看護日誌等		
検便検査表、しらみ、布団、温湿度、プール		毎日作成
管理表、水質検査表	保育士輪番	
危険箇所点検表	保育課長	毎日作成
(事務日誌)		毎朝記

		入 毎 入 毎 成 每 成	日 記
		每月、必要とする時	作
		毎日、毎月及び必要とする時	作
		毎 成 每 入	月 作 日 記

b. 組の編成

クラス名	年齢	職員配置
ちごゆり	0歳	3：1
べにゆり	1歳	5：1
ひめゆり	2歳	6：1
こまゆり	3歳	15：1
ささゆり	4歳	25：1
あかゆり	5歳	25：1

c. 一日の保育の流れ

別紙のとおりとする。

d. 一年の保育の流れ

別紙のとおりとする。

② 保育の内容等の自己評価

ア 保育士等の自己評価

保育の計画（全体的な計画及び指導計画）、保育の記録を通して、自らの保育実践

を振り返り自己評価をする。（園内研修・自己評価）

子どもの人権擁護の観点から、チェック表等を基に振り返り自己評価をする。

イ 保育所の自己評価

保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、保育の内容等について評価を

を行い、その結果を公表するよう努める。（保護者による園評価、全職員による園評価）

ウ 評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を計り保育の質の向上が図

られるよう、全職員が共通理解をもって取り組む。

(6) 保護者に対する支援

① 保育所の保護者に対する支援

保育所における保護者への支援は、保育士の業務であり特に重要である。

ア 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視する。

イ 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有する。

a 行事等

個別面談、保育参観日、運動会、夏まつり、生活発表会、試食会、高齢者や異年齢児との交流、育児講座等

b 連絡手段

毎日の保育園での様子を、ICT（おがスマ）を活用し発信する。

日々の個別連絡は、密を避けた直接口頭での連絡または連絡ノートを利用する。

園だより（行事のお知らせ、指導のねらいなど）、クラスだより

園内感染症流行情報を、ICT（おがスマ）を活用し発信する。

給食予定献立表（毎月初めに配布）、保健だより、食事だより、日々の食事展示

・連絡帳により食事の内容や食べ具合を家庭に連絡する。

ウ 保育に関する知識や技術などの保育所の特性を生かす。

エ 一人一人の保護者の状況を踏まえ、保護者の養育力の向上に向けて適切に支援する。

オ 保護者の相談助言に当たっては、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重する。

カ 子どもの利益に反しない限り、知り得たプライバシーは保護、知り得た事柄の秘密保持に留意する。

キ 地域の関係機関との連携及び協力を図る。

② 地域における子育て支援

ア 保育所の機能の解放（行事へ招待・体験等）

イ 子育てに関する相談や援助の実施（子育て講座等）

ウ 交流の場の提供

エ 子育て支援に関する情報の提供

(7) 地域社会との連携

① 入所する子どもの健康及び安全について全職員で共通理解を深め地域の関係機関等

と連携を図り協力が得られるようにする。

② 地域の医療機関、保健関係機関、福祉関係機関と、日常から十分な連携をとる。

③ 地域の保健福祉に関する情報の把握に努め、保護者に積極的な参加を促す。

# 令和7年度 しらゆり第3保育園 主な事業計画書

## 1. 基本理念

- (1) 私たちは、子どもの健やかな育ちを支えます。  
一人一人の子どもが個性にあふれ、心身ともに健康、安全で情緒豊かに、「健（たくましく）・美（心豊かに）・和（なかよく）」生活ができる環境の創出に努めます。
- (2) 私たちは、保護者の子育てを支えます。  
保護者の方とのより良い協力関係を築きながら、常に子どもの視点に立つて考え、保育の質の向上を図ります。
- (3) 私たちは、子どもと子育てに優しい社会をつくります。  
地域の各町内会、医療、福祉、教育、行政、奉仕団体等関連する機関との連携を保ちます。

## 2. 施設等整備

## 3. 特別保育事業

- ・延長保育事業
- ・子育て講座事業・地域交流事業
- ・一時預かり事業
- ・保育体制強化事業
- ・保育補助者雇用強化事業

## 4. 本年度の重点目標

- (1) 子どもの最善の利益を守るために、保育者の人権意識を高め、主体的な姿を育む保育を目指す。
- ・子ども一人ひとりの成長過程や個性を理解し、その生命や生活を保障することを通じて、思いや願いを尊重した保育を行う。
  - ・人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
- (2) 「心身ともに健康で自らの力を発揮しながら意欲的に遊び、学ぶ子ども。」を目指した保育を行う。
- ・発達を促し、遊びの目的やイメージを実現できるような環境を通して、自ら環境に関わって豊かな経験を養う。
  - ・異年齢保育を通して遊びの幅を広げ、互いを思いやる気持ち、進級することへの憧れ、挑戦する意欲等を育み、人と関わることの楽しさを知らせる。
- (3) 心理的安全性の高い職場を目指す。
- ・職員が自己肯定感、自己有用感を高められるように、得意分野を伸ばすことを意識した人材育成を進めていく。
  - ・職員が意見を出しやすいように、風通しの良い雰囲気づくりを大切にし、メンタルヘルスの向上を図る。

- ・保育の質を保ちつつ、ICT の活用などを通じて、業務効率化や負担軽減を図る。

## 5. 利用者支援

### (1) 基本方針

#### ① 基本目標

心身ともに健全で豊かな情操をもったなかよくあそべる子どもを育てる。  
健・たくましい子……心身ともに健康で意志の強い子  
美・美を求める子……素直な心と表現力の豊かな子  
和・なかよくする子……友達を大切にし協力し合う子

### (2) 保育の原理

#### ① 保育の目標

心豊かでいきいきと遊ぶ子ども

- ア 十分に養護のゆきとどいた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- イ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- ウ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主・協調の態度を養い、道徳の芽生えを培う。
- エ 生命、自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。
- オ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て喜んで話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど言葉の豊かさを養う。
- カ 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う。

#### ② 保育の方法

- ア 一人一人の子どもの個性を理解し、家庭及び地域社会での生活の実態を把握しながら、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受けとめる。
- イ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に發揮できる環境を整える。
- ウ 個々の子どもの発達について理解し、発達過程に配慮した保育をする。
- エ 子ども相互の関係作りや互いに尊重する心を育て、協調性や社会性を育むよう努める。
- オ 子どもが自発的、意欲的に関わられるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にする。
- カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえて、適切に援助する。

#### ③ 保育の環境

- ア 子どもが自ら環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮する。
- イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育園の設備や環境を整え、快

- 適に過ごせるよう衛生面に配慮し、安全の確保に努める。
- ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮する。
- エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を工夫する。

### (3) 子どもの発達

#### ① 発達過程

子どもの発達過程は、おおむね8つの区分としてとらえる。ただし、この区分は子どもの均一的な発達でなく、一人一人の発達過程としてとらえる。保育士は、子ども自身の力を十分に認め、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行う。

年齢区分
おおむね6か月末満
おおむね6か月～1歳3ヶ月未満
おおむね1歳3か月～2歳末満
おおむね2歳
おおむね3歳
おおむね4歳
おおむね5歳
おおむね6歳

### (4) 保育の内容

#### ① 養護に関わる事項

一人一人の生命の保持と情緒の安定を図る。

#### ② 教育に関わる事項

##### ア 健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養う。

##### イ 人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

##### ウ 環境

周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

##### エ 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

##### オ 表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

### (5) 保育の計画及び評価

#### ① 保育の計画

## ア 保育課程

保育方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、保育園生活全体を通して、総合的に展開していくように編成する。

### イ 指導計画

- ・保育課程に基づき子どもの生活や発達を見通した長期的な計画と短期的な計画を作成し保育を適切に展開していく。
- ・一人一人の発達過程や状況及び保育園の生活における子どもの発達過程を見通し生活の連続性・季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定する。
- ・発達過程に応じた保育・長時間にわたる保育・障害のある子どもの保育・家庭及び地域社会との連携に配慮する。
- ・5歳児は、保小接続カリキュラムを考慮した保育を進める。5歳児後半では、幼児期の終わりまでに育ってほしい「10の姿」に配意する。

## A. 指導計画他の作成

計 画 等	作 成 者	作成時期
(保育の計画)		
保育課程	施設長	年 度 当 初
指導計画		
・年間指導計画	各組担任保育士	4月作成
・月間指導計画	//	月末翌月分作成
・個別計画	3才未満児担任保育士	月末翌月分作成
・週間指導計画	各組担任保育士	週末翌週分作成
・日案	//	
・保育日誌	//	毎 夕 記 入
(給食の計画)		
給食予定実施献立表及び給食日誌	調理員	月末翌月分作成
栄養出納表	//	月 末 作 成
検食簿	//	每 日 作 成
食品受払出簿(毎月)	//	月 末 作 成
検収簿	//	每 日 作 成
給食担当者健康チェック表	//	每 日 作 成
中心温度管理表	//	每 日 作 成
喫食状況一覧表	//	每 日 作 成
発注書	//	每 週 作 成
衛生点検表	//	每 日 作 成
献立会議記録簿	//	月 末 作 成
(事務日誌)	保育課長	毎 夕 記 入

## B. 組の編成

クラス名	年 齢	職員配置
ちごゆり	0歳	3 : 1
べにゆり1 べにゆり2	1歳	5 : 1
ひめゆり1 ひめゆり2	2歳	6 : 1
こまゆり	3歳	15 : 1

ささゆり	4歳	25：1
あかゆり	5歳	25：1
かのこゆり（一時預かり）	0歳～5歳	15：2

- C. 一日の保育の流れ（後段 1日の保育の流れ参照）  
D. 一年の保育の流れ（後段 令和7年度年間行事予定計画書参照）

② 保育の内容等の自己評価

ア 保育士等の自己評価

保育の計画（保育課程及び指導計画）保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り自己評価をする。（年間2回）  
園長・理事長による評価を年1回実施する。

イ 保護者による保育園の評価

保育の計画・展開や保育の内容、保護者対応等園運営全般について、保護者に評価をしてもらい、園運営の改善に活かすと同時に、その結果を公表し、保護者との信頼関係の構築に努める。

（6）保護者に対する支援

① 保育園の保護者に対する支援

保育園における保護者への支援は、保育士の業務であり特に重要である。

ア 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視する。

イ 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有する。

ア 行事等

子どもの成長発達について保護者との共通理解を図る  
（個別懇談、保育参観、生活発表会等）

B 連絡手段

日々の個別連絡は直接口頭での連絡か連絡ノートを利用する。  
しらゆりだより（園から行事のお知らせ、保育のねらいなど）、クラスだより、クラスの写真付きドキュメンテーション、給食予定献立表（前月末に配布）、給食だよりなどを通して保育内容について理解してもらう。

給食展示・連絡帳により給食の献立や食べ具合を家庭に連絡する。

以上児の活動に関しては、掲示板を活用して連絡する。

緊急時の連絡については、メール配信システムを使用する。

ウ 保育に関する知識や技術などの保育園の専門性を生かす。

エ 一人一人の保護者の状況を踏まえ、保護者の養育力の向上を支援する。

オ 保護者の相談助言に当たっては、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重する。

カ 子どもの利益に反することのないよう、個人情報の保護やプライバシーの保護に努める。

キ 地域の関係機関との連携及び協力を図る。

② 地域における子育て支援

ア 保育園の機能の開放（行事へ招待・体験等）

イ 子育てに関する相談や援助の実施（育児講座等）

ウ 交流の場の提供

エ 子育て支援に関する情報の提供

#### （7）地域社会との連携

- ① 入所する子どもの健康及び安全について全職員で共通理解を深め地域の関係諸団体との連携を図り、協力を得る。
- ② 地域の医療機関、保健関係機関、福祉関係機関と、日常から十分な連携をとる。
- ③ 地域の保健福祉に関する情報を把握し、保護者に積極的な参加を促す。
- ④ 園だより「しらゆり」を地域に配布し、園の活動状況を知つてもらう。

# 令和7年度 しらゆり千鳥保育園 主な事業計画書

## 1. 基本理念

- (1) 私たちは、子どもの健やかな育ちを支えます。  
一人一人の子どもが個性にあふれ、心身ともに健康、安全で情緒豊かに、「健（たくましく）・美（心豊かに）・和（なかよく）」生活ができる環境の創出に努めます。
- (2) 私たちは、保護者の子育てを支えます。  
保護者の方とのより良い協力関係を築きながら、常に子どもの視点に立つて考え、保育の質の向上を図ります。
- (3) 私たちは、子どもと子育てに優しい社会をつくります。  
地域の各町内会、医療、福祉、教育、行政、奉仕団体等関連する機関との連携を保ちます。

## 2. 施設等整備

## 3. 特別保育事業

- ・延長保育事業
- ・子育て講座・地域交流活動事業
- ・一時預かり事業
- ・保育体制強化事業
- ・保育補助者雇用強化事業

## 4. 本年度の重点目標

- (1) 保育所保育指針に基づく保育実践の充実に向けた取組を日常的に行う。
- ・子ども達が主体的に身近な（人・物）に関わり、そこで心が動かされるような遊びや体験を大切にする保育
  - ・その子らしい「在り方」や「自己表現」を大切にしながら、生きる喜びと生きる力の基礎を育てる保育
  - ・保育者一人一人が「保育所保育指針」を念頭に置き、幼児教育としての保育を実践する。
- (2) 保護者・地域の方の子育てを支える。
- ・半日保育士体験の充実を図る（感染症に配慮して）
  - ・地域の子育て親子の交流 //
  - ・子育てに関する相談援助等 //
  - ・公的機関との連携
- (3) 障がいのある子どもや気になる子どもへの配慮
- ・一人一人の発達過程や障がいの状態を把握し、環境を工夫しながら、障がいのある子どもと他の子どもが共に成長できるよう個別の支援計画を作成し、適切な対応を図る。
  - ・専門機関や講師の助言を得ながら、より良い支援の在り方をさぐる。
  - ・専門機関にすぐには頼らず、気になる子の保育について考える研修の場を設ける。

(4) 保育士等の業務負担を軽減する取組を行う。

- ・正規、臨時職員と話し合い取組を行う。

## 5. 利用者支援

(1) 基本方針

① 基本目標

心身ともに健全で豊かな情操をもったなかよくあそべる子どもを育てる。

健・たくましい子……心身ともに健康で意志の強い子

美・美を求める子……素直な心と表現力の豊かな子

和・なかよくする子……友達を大切にし協力し合う子

(2) 保育の原理

① 保育の目標

心豊かにたくましく生きるしらゆりっ子

ア 十分に養護のゆきとどいた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。

イ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。

ウ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主・協調の態度を養い、道徳の芽生えを培う。

エ 生命、自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。

オ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て喜んで話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど言葉の豊かさを養う。

カ 様々な体験を通して豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う。

② 保育の方法

ア 一人一人の子どもの個性を理解し、家庭及び地域社会での生活の実態を把握しながら、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受けとめる。

イ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整える。

ウ 個々の子どもの発達について理解し、発達過程に配慮した保育をする。

エ 子ども相互の関係作りや互いに尊重する心を育て、協調性や社会性を育むよう努める。

オ 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にする。

カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえて、適切に援助する。

③ 保育の環境

ア 子どもが自ら環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮する。

- イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育園の設備や環境を整え、快適に過ごせるよう衛生面に配慮し、安全の確保に努める。
- ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮する。
- エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を工夫する。
- オ 感染症の取り扱い推移にともない、保育環境を適切に整える。

### (3) 子どもの発達

#### ① 発達過程

子どもの発達過程は、おおむね8つの区分としてとらえる。ただし、この区分は子どもの均一的な発達でなく、一人一人の発達過程としてとらえる。保育士は、子ども自身の力を充分に認め、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行う。

年齢区分
おおむね6か月末満
おおむね6か月～1歳3ヶ月未満
おおむね1歳3か月～2歳未満
おおむね2歳
おおむね3歳
おおむね4歳
おおむね5歳
おおむね6歳

### (4) 保育の内容

#### ① 養護に関わる事項

一人一人の生命の保持と情緒の安定を図る。

#### ② 教育に関わる事項

##### ア 健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養う。

##### イ 人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

##### ウ 環境

周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

##### エ 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

##### オ 表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

## (5) 保育の計画及び評価

### ① 保育の計画

#### ア 保育課程

保育方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、保育園生活全体を通して、総合的に展開していくように編成する。

#### イ 指導計画

- ・保育課程に基づき子どもの生活や発達を見通した長期的な計画と短期的な計画を作成し保育を適切に展開していく。
- ・一人一人の発達過程や状況及び保育園の生活における子どもの発達過程を見通し生活の連続性・季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定する。
- ・発達過程に応じた保育・長時間にわたる保育・障害のある子どもの保育・家庭及び地域社会との連携に配慮する。
- ・5歳児は、保小接続カリキュラムを考慮した保育を進める。5歳児後半では、幼児期の終わりまでに育ってほしい「10の姿」に配意する。

#### A. 指導計画他の作成

計 画 等	作 成 者	作成時期
(保育の計画)		
保育課程	施設長	年 度 当 初
指導計画		
・年間指導計画	各組担任保育士	4月作成
・月間指導計画	//	月末翌月分作成
・個別計画	3才未満児担任保育士	月末翌月分作成
・週間指導計画	各組担任保育士	週末翌週分作成
・日案	//	
・保育日誌	//	毎 夕 記 入
(給食の計画)		
給食予定実施献立表及び給食日誌	調理員	月末翌月分作成
栄養出納表	//	月 末 作 成
検食簿	//	毎 日 作 成
食品受払出簿（毎月）	//	月 末 作 成
検収簿	//	毎 日 作 成
給食担当者健康チェック表	//	毎 日 作 成
中心温度管理表	//	毎 日 作 成
喫食状況一覧表	//	毎 日 作 成
発注書	//	毎 週 作 成
衛生点検表	//	毎 日 作 成
献立会議記録簿	//	月 末 作 成
(事務日誌)	保育課長	毎 夕 記 入

#### B. 組の編成

クラス名	年 齢	職員配置

ちごゆり	0歳児	3：1
べにゆり	1歳児	5：1
ひめゆり	2歳児	6：1
こまゆり	3歳児	15：1
ささゆり	4歳児	25：1
あかゆり	5歳児	25：1
かのこゆり（一時保育）	0歳～5歳児	15：2

- C. 一日の保育の流れ（後段 1日の保育の流れ参照）  
D. 一年の保育の流れ（後段 令和7年度年間行事予定計画書参照）

## ② 保育の内容等の自己評価

### ア 保育士等の自己評価

保育の計画（保育課程及び指導計画）保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り自己評価をする。（年間2回）  
園長・理事長による評価を年1回実施する。

### イ 保護者による保育園の評価

保育の計画・展開や保育の内容、保護者対応等園運営全般について、保護者に評価をしてもらい、園運営の改善に活かすと同時に、その結果を公表し、保護者との信頼関係の構築に努める。

### ウ 保育士による園評価

保育の計画・展開や保育の内容、保護者対応等園運営全般について、自己評価を実施し園運営の改善に活かす。

### エ 適切な時期にストレスチェックを実施する。

## （6）保護者に対する支援

### ① 保育園の保護者に対する支援

保育園における保護者への支援は、保育士の業務であり特に重要である。

#### ア 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視する。

#### イ 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有する。

##### A 行事等

子どもの成長発達について保護者との共通理解を図る。

（個別懇談、保育参観、保護者半日保育士体験、生活発表会等）

##### B 連絡手段

日々の個別連絡は直接口頭での連絡か連絡ノート、ICT システムを利  
用する。

しらゆりだより（園から行事のお知らせ、保育のねらいなど）、給食予定献立表（前月末に配布）、給食だよりなどを通して保育内容について理解してもらう。

給食展示・連絡帳により給食の献立や食べ具合を家庭に連絡する。

以上児の活動に関しては掲示板を活用して連絡するが、軌道に乗ったICT システムによる連絡への移行を図る。

緊急時の連絡については、ICT システムを利用する。

- ウ 保育に関する知識や技術などの保育園の専門性を生かす。
- エ 一人一人の保護者の状況を踏まえ、保護者の養育力の向上を支援する。
- オ 保護者の相談助言に当たっては、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重する。
- カ 子どもの利益に反することのないよう、個人情報の保護やプライバシーの保護に努める。
- キ 地域の関係機関との連携及び協力を図る。

② 地域における子育て支援

- ア 保育園の機能の解放（行事へ招待・体験等）
- イ 子育てに関する相談や援助の実施（育児講座等）
- ウ 交流の場の提供
- エ 子育て支援に関する情報の提供

（7）地域社会との連携

- ① 入所する子どもの健康及び安全について全職員で共通理解を深め地域の関係諸団体との連携を図り、協力を得る。
- ② 地域の医療機関、保健関係機関、福祉関係機関と、日常から十分な連携をとる。
- ③ 地域の保健福祉に関する情報を把握し、保護者に積極的な参加を促す。

# 令和7年度 暖心 主な事業計画書

## 1. 基本理念

- (1) 利用者の基本的人権を保障し、主体性を尊重する。  
利用者一人ひとりがその人らしく尊厳をもって生活できるようなサービスの提供に努める。
- (2) 利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重する。  
常に専門性の向上に努め、一人ひとりのニーズに対応し、誠意をもって質の高いサービスを提供する。
- (3) ご家族や関係する他の専門機関との連携を大切にする。  
ご家族や医療、行政等関連する機関との緊密な連携を保つ。

## 2. 施設等整備

## 3. 本年度の重点目標

- (1) 在宅療養者の暮らしを支える看護、リハビリテーションを目指す。
- ・療養者、家族の思いを尊重した個別性のある支援に努める。
  - ・地域の保健、医療、福祉サービスと連携を図る。
  - ・記録を充実し、情報と課題の共有に努める。
- (2) 職員の資質、技術の向上を図る。
- ・療養者の疾患、病態、治療について日頃から学び、アセスメントのスキル向上を図る。
  - ・各研修等に積極的に参加する。
- (3) 感染症対策
- ・一人ひとりが体調管理に努める。
  - ・感染症に対する学習を行い、標準予防策（スタンダードプリコーション）の徹底を図る。
- (4) BCP（事業継続計画）にて、研修、訓練の実施
- ・BCPにそって、研修、訓練等を行い、自然災害時、感染症拡大時の事業所の体制整備を図り、必要時内容を変更していく。

## 4. 訪問看護

- (1) 基本方針
- ① 利用者に対して、その生活の質の確保を重視し、心身の機能の維持回復に努め、住み慣れた自宅で快適な療養生活が送れるよう支援する。
  - ② 利用者、家族の思いを尊重した支援に努める。
  - ③ 在宅ケアサービスを総合的に推進するために地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携をはかり、利用者の療養に必要なサービスが提供できる。また、“地域に広がる福祉・訪問看護ステーション暖心”としての役割が担えるように努力する。
  - ④ かかりつけの医師、支援事業所等と連携をとり、利用者が期待する安心感の持てる看護サービスの提供ができるように努力する。
  - ⑤ 研鑽を積み（研修参加等）、職員の専門性を更に高める。

⑥ 自己の持てる思考力・実行力が十二分に発揮できる明るく伸び伸びとした職場の環境作りに努める。

(2) 利用者状況

① ホームページ等活用し病院・診療所・支援事業所・地域へのPRをする。

② 質の良い訪問看護・リハビリの提供による地域への浸透を図る。

③ 携帯電話による24時間連絡体制をとることにより、緊急時に対応ができる、利用者が安心して在宅療養できるよう援助する。